



第9回
定時株主総会招集ご通知
2022年4月1日▶2023年3月31日

SHINWA CO.,LTD.

日時 2023年6月23日(金曜日)
午前10時(受付開始 午前9時)

場所 岐阜県大垣市万石二丁目31番地
大垣フォーラムホテル
2階 旭の間
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)

※株主総会にご出席の株主様へのお土産の贈呈は取り止めております。
何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

 **信和株式会社**
証券コード：3447

Our Mission

私たちの理念

私たちは、製品・サービスを通じて大切な「命」を守ります。

私たちは、社員のやる気を応援し、「夢と未来」の実現を支えます。

Our Vision

私たちの目標

私たちは、お客様から信頼される企業を目指します。

私たちは、お客様とともに成長を続けます。

証券コード3447
2023年6月8日
(電子提供措置の開始日2023年5月24日)

株 主 各 位

岐阜県海津市平田町仏師川字村中30番7

信和株式会社

代表取締役社長 則 武 栗 夫

第9回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第9回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <http://ir.shinwa-jp.com/>

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記ウェブサイトにアクセスして、当社名または証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日のご出席に代えて、書面又はインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

[書面による議決権行使の場合]

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2023年6月22日（木曜日）午後5時までには到着するようご返送ください。

[電磁的方法（インターネット等）による議決権行使の場合]

3～4頁の「電磁的方法（インターネット等）による議決権行使のお手続きについて」をご参照のうえ、2023年6月22日（木曜日）午後5時まで、各議案についての賛否をご入力ください。

敬 具

記

| | |
|-----------------|---|
| 1. 日 時 | 2023年6月23日(金曜日) 午前10時(受付開始 午前9時) |
| 2. 場 所 | 岐阜県大垣市万石二丁目31番地 大垣フォーラムホテル 2階 旭の間 末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。 |
| 3. 目的事項 | 報告事項 1. 第9期(2022年4月1日から2023年3月31日まで) 事業報告の内容、連結計算書類並びに計算書類の内容報告の件 2. 会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 決議事項 第1号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)5名選任の件 第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件 |
| 4. 招集にあたっての決定事項 | (1) 議決権行使書用紙において、各議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとしてお取り扱いいたします。 (2) 議決権の重複行使について ① インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。 ② インターネット等と議決権行使書用紙の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。 (3) 当日代理人により議決権を行使される場合は、他の議決権を有する株主様1名に委任することができます。この場合は、株主様ご本人の議決権行使書用紙とともに、代理権を証明する書面をご提出ください。 |

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際には、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎書面交付請求された株主様へご送付している書面には、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、下記の事項を記載しておりません。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査等委員及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。
 - ①事業報告の「業務の適正を確保するための体制」、「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」
 - ②連結計算書類の「連結注記表」
 - ③計算書類の「個別注記表」
 - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。

電磁的方法（インターネット等）による議決権行使のお手続きについて

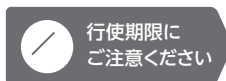
1. インターネットをご利用される皆様へ



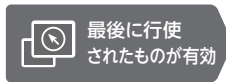
同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、スマートフォン用議決権行使ウェブサイトから議決権を行使できます。
詳しくは、次頁及び同封のリーフレットをご覧ください。



パソコンからの議決権行使は、当社の指定する議決権行使サイト (<https://www.web54.net>) をご利用いただくことによつてのみ可能です。
上記アドレスにアクセスいただき、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。



インターネットによる議決権行使は、株主総会参考書類をご検討いただき、2023年6月22日（木曜日）午後5時までに行使されますようお願いいたします。



インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。



インターネットと議決権行使書用紙の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。



議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用は、株主様のご負担となりますのでご了承ください。



インターネットによる
議決権行使に関する
問い合わせ

三井住友信託銀行証券代行ウェブサポート専用ダイヤル
電話 0120-652-031（フリーダイヤル）
[受付時間 9:00~21:00]

2. 機関投資家の皆様へ

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、議決権行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当社の株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

QRコードを読み取る方法「スマート行使」による議決権行使について

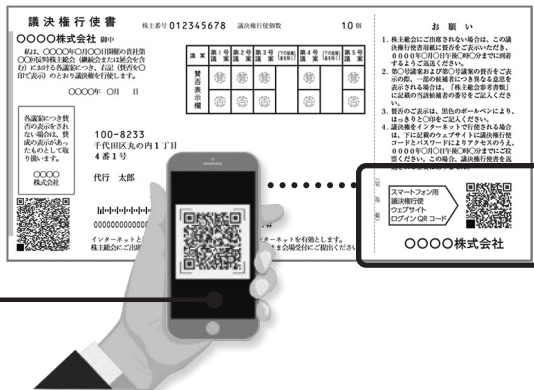


スマートフォン用議決権行使の方法

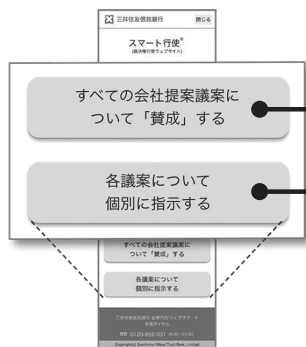
専用の「QRコード」をスマートフォンまたはタブレット端末で読み取って、議決権行使を簡単に行えます。

ステップ1

同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

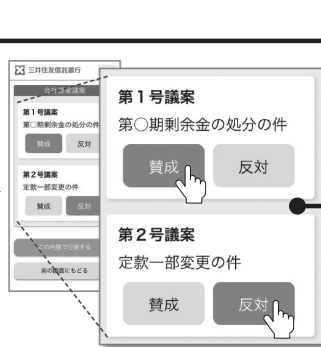


ステップ2



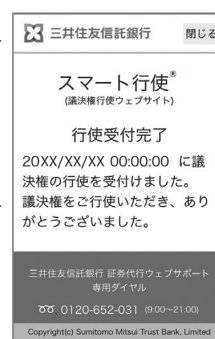
表示されたURLを開くと議決権行使ウェブサイト画面が開きます。議決権行使方法は2つあります。

ステップ3



画面の案内に従って各議案の賛否をご入力ください。

ステップ4



確認画面で問題なければ「この内容で行使する」ボタンを押して行使が完了します。

※QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く）4名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、当社の経営基盤を強化し、内部統制の充実を図るため1名増員し、取締役（監査等委員である取締役を除く）5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

また、当社は下記のとおり取締役の指名手続き及び指名基準を定めており、指名報酬委員会において取締役候補者全員は、資格要件を満たしていることを確認しております。また、監査等委員会は、各候補者に関して、当事業年度における業務執行状況及び業績等を評価したうえで、当社の取締役として適任であると判断しております。

なお、本議案及び第2号議案が原案どおり承認可決されますと、当社の取締役8名の構成は、社内取締役4名、社外取締役は4名（うち独立役員4名）となり、男性取締役7名、女性取締役1名となります。

取締役候補者 指名基準

1. 指名の手続き

当社は独立社外取締役4名と代表取締役1名で構成される指名報酬委員会を設置しております。

指名報酬委員会において、下記の選任基準及び独立性判断基準に基づき、取締役候補者を審議した後、監査等委員会の同意を得て取締役会で決定し、選出する仕組みを構築しております。

2. 社内取締役の選任基準

- (1) 当社の歴史・風土・文化を理解し、信和イズムを踏襲する優れたビジネス感覚・経営判断能力を有する者
- (2) 当社グループの業務に関する専門知識を有し、先見性、構想力、決断力、求心力、指導力に優れている者
- (3) 取締役としてふさわしい人間性と倫理観を有する者
- (4) 社内取締役としての職務を遂行するにあたり健康上の支障がない者

3. 社外取締役の選任基準

- (1) 経営、経理・財務、法律、行政、社会文化等の専門分野に関する知見を有し、当該専門分野で相応の実績を挙げている者
- (2) 取締役としてふさわしい人間性と倫理観を有する者
- (3) 社外取締役としての職務遂行にあたり、他の職務との兼務が適正であり支障とならない者
- (4) 社外取締役としての職務を遂行するにあたり、健康上の支障がない者

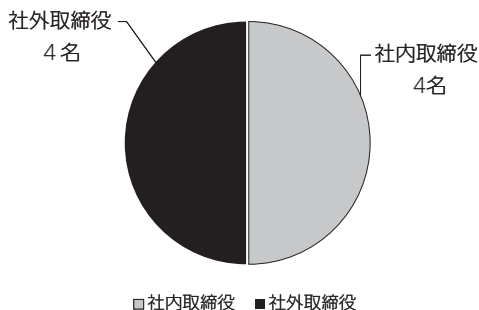
4. 社外取締役の独立性判断基準

- (1) 当社取締役会が、当社における社外取締役が独立性を有すると認定するには、当該社外取締役が以下のいずれにも該当することなく、当社の経営陣から独立した中立の存在でなければならない。(以下、独立性を有すると認定する社外取締役を「独立役員」という。)
 - ① 当社グループの業務執行を担当する者
 - ② 当社グループを主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - ③ 当社グループの主要な取引先又はその業務執行者
 - ④ 当社の総議決権の10%以上の議決権を直接又は間接的に保有している者又はその業務執行者
 - ⑤ 当社グループが総議決権の10%以上の議決権を直接又は間接的に保有している者又はその業務執行者
 - ⑥ 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、公認会計士等の会計専門家、弁護士等の法律専門家
 - ⑦ 当社の法定監査を行う監査法人に所属する者
 - ⑧ 当社グループの業務執行者が現在又は過去3年以内に他の会社において社外役員に就いている又は就いていた場合における当該他の会社の業務執行者
 - ⑨ 下記に掲げる者の近親者
 - (a) 上記①から⑧までに掲げる者
 - (b) 当社グループの重要な業務執行者
 - (c) 過去3年間に於いて、上記(b)に該当していたもの
- (2) 前条に定める要件のほか、独立役員は、独立した社外取締役としての職務を果たせないと合理的に判断される事情を有してはならない。
- (3) 独立役員は、本基準に定める独立性を退任まで維持するように努め、本基準に定める独立性を有しないこととなった場合には、直ちに当社に告知するものとする。

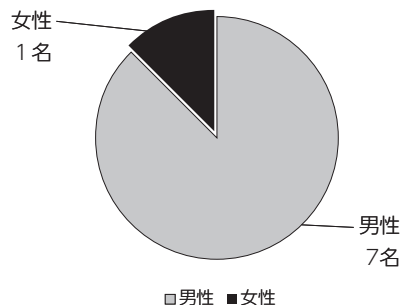
| 氏名 | 当社における現在の地位 | 属性 | 第9期の取締役会への出席状況 |
|--------|---------------------|-------------|-------------------|
| 則武 栗夫 | 代表取締役社長 執行役員 | 再任 | 100% (18回/18回) |
| 山田 博 | 代表取締役会長 | 再任 | 100% (18回/18回) |
| 平野 真一 | 専務取締役 執行役員 製造本部長 | 再任 | 100% (18回/18回) |
| 平澤 光良 | 執行役員 管理本部長 | 新任 | — |
| 芹澤 浩 | 社外取締役 | 再任・社外・独立 | 100% (18回/18回) |
| 伊藤 佐英 | 社外取締役 (監査等委員) | 再任・社外・独立 | 100% (18回/18回) |
| 谷口 哲一 | 社外取締役 (監査等委員) | 再任・社外・独立 | 100% (18回/18回) |
| 阿知波 知子 | 社外取締役 (監査等委員) | 再任・社外・独立・女性 | 100% (18回/18回) |

- (注) 1. 取締役候補者の地位は、招集ご通知発送時のものです。
2. 社外…社外取締役候補者 独立…東京証券取引所及び名古屋証券取引所に届出予定の独立役員

《社外取締役の割合》



《女性取締役の割合》



(ご参考)

第1、2号議案が承認されたのちの経営体制（予定）

取締役候補者の専門性と経験は、次のとおりであります。

| | 氏名 | 役職 | 企 経 | 業 営 | 業 知 | 界 見 | マ ー ケ ー テ ィ ン グ ・ 営 業 | 製 造 ・ 調 達 | 財 務 ・ 会 計 | 人 事 ・ 人 材 開 発 | 法 務 ・ リ ス ク 管 理 | グ ロ ー バ ル ・ 経 験 | E S G ・ サ ス テ ナ ビ リ ティ |
|-----------------------|---------|------------------|--------|--------|--------|--------|---|-----------------------|-----------------------|---------------------------------|--------------------------------------|--------------------------------------|--|
| 社 内 取 締 役 | 則 武 栗 夫 | 代表取締役社長 | ● | ● | ● | | | | ● | ● | | ● | ● |
| | 山 田 博 | 取締役会長 | ● | ● | | | ● | | | ● | | ● | |
| | 平 野 真 一 | 専務取締役 執行役員 | ● | | | | ● | | | | | ● | ● |
| | 平 澤 光 良 | 取締役 執行役員 | ● | | | | | | ● | ● | ● | | ● |
| 社 外 取 締 役 | 芹 澤 浩 | 独立社外取締役 | ● | ● | ● | | | | | | ● | ● | |
| | 伊 藤 佐 英 | 独立社外取締役 監査等委員 | ● | | | ● | | | | | ● | ● | |
| | 谷 口 哲 一 | 独立社外取締役 監査等委員 | ● | | | | | | | | ● | ● | ● |
| | 阿知波 知子 | 独立社外取締役 監査等委員 | ● | | | | | | ● | ● | ● | | |

(注) 1. 役付取締役はその後の取締役会にて決定いたします。

2. 上記一覧表は各氏の経験などを踏まえ、より専門的な知見を有する分野を表しており、有する全ての知見を表すものではありません。

取締役（監査等委員である取締役を除く）の候補者は次のとおりであります。

| | | | | | |
|------------|----------------|----------------|----------------|---------------|---------------------------------------|
| 候補者番号 1 | のり 則 | たけ 武 | くり 栗 | お 夫 | (1967年10月20日生) 所有する当社の株式数……………99,900株 |
|------------|----------------|----------------|----------------|---------------|---------------------------------------|

再任

[略歴、地位及び担当]

| | | | |
|----------|---------------------|-----------|------------------------------|
| 1990年 4月 | 株式会社ワキタ入社 | 2019年 6月 | 当社 取締役 副社長 執行役員 営業 本部長 |
| 1993年 9月 | 光洋運輸株式会社入社 | 2019年 11月 | 広東日信創富建築新材料有限公司 董事 長 (現任) |
| 1997年 7月 | 丸紅建設機械販売株式会社入社 | 2021年 6月 | 当社 代表取締役社長 執行役員 営業 本部長 |
| 2007年 7月 | 当社 入社 営業部副部長兼大阪営業所長 | 2023年 4月 | 当社 代表取締役社長 執行役員 (現任) |
| 2010年 4月 | 当社 執行役員 営業本部長兼大阪支店長 | | |
| 2014年 1月 | 信和サービス株式会社 取締役 | | |
| 2017年 8月 | 当社 常務取締役 執行役員 営業本部長 | | |

[重要な兼職の状況]

広東日信創富建築新材料有限公司 董事長

取締役候補者とした理由

則武栗夫氏は、2017年に当社の常務取締役に就任、2021年から当社の代表取締役社長を務めており、経営者としての豊富な経験・実績・見識を有しております。当社グループ全体の持続的な企業価値向上に資する経営の牽引並びに取締役会での重要な意思決定及び監督機能強化に寄与できると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

| | | | | |
|------------|----------------|---------------|-----------------|--|
| 候補者番号 2 | やま 山 | だ 田 | ひろし 博 | (1952年 9月28日生) 所有する当社の株式数……………196,000株 |
|------------|----------------|---------------|-----------------|--|

再任

[略歴、地位及び担当]

| | | | |
|-----------|----------------|----------|-----------------|
| 1979年 8月 | 当社 入社 | 2021年 6月 | 当社 代表取締役会長 (現任) |
| 2003年 12月 | 当社 代表取締役社長 | | |
| 2007年 8月 | 信和サービス株式会社 取締役 | | |

[重要な兼職の状況]

重要な兼職はございません。

取締役候補者とした理由

山田博氏は、2003年に当社の代表取締役社長に就任、2021年より当社の代表取締役会長を務めており、高い見地から経営トップとして卓越した経営手腕を発揮してきました。同氏の幅広く深い知見と経験に裏打ちされたリーダーシップは、今後も当社グループの経営に不可欠であること、また、業界団体の要職を歴任し、豊富な人脈と経験をもって業界の発展に貢献してきたという実績を踏まえ、当社グループの更なる発展のために、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号
3

ひらのしんいち
平野真一

(1963年9月4日生) 所有する当社の株式数……………106,016株

再任

[略歴、地位及び担当]

| | | | |
|---------|---|----------|--------------------------|
| 1982年4月 | シャープエンジニアリング株式会社 (現、シャープマーケティングジャパン株式会社) 入社 | 2013年12月 | 当社 入社 製造本部副本部長 |
| | | 2015年4月 | 当社 執行役員 製造本部長 |
| 1984年9月 | ソニー瑞浪株式会社 (現、ソニーグローバルマニュファクチャリング&オペレーションズ株式会社) 入社 | 2018年6月 | 当社 取締役 執行役員 製造本部長 |
| | | 2019年11月 | 広東日信創富建築新材料有限公司 董事 (現任) |
| 2004年4月 | 同社 オペレーションサービス部 統括部長 | 2020年6月 | 当社 常務取締役 執行役員 製造本部長 |
| 2010年1月 | 上海索广映像有限公司 製造部統括部長 | 2021年6月 | 当社 専務取締役 執行役員 製造本部長 (現任) |

[重要な兼職の状況]

広東日信創富建築新材料有限公司 董事

取締役候補者とした理由

平野真一氏は、2018年に当社の取締役に就任、2021年から当社の専務取締役に務めており、製造本部の責任者として豊富な経験と実績を有しております。今後も引き続き、取締役として当社グループ全体の経営に対して適切な監督を行い、持続的な成長と企業価値の向上に寄与できる人材と判断したことから取締役候補者となりました。

候補者番号
4

ひらさわみつよし
平澤光良

(1972年9月27日生) 所有する当社の株式数……………99,500株

新任

[略歴、地位及び担当]

| | | | |
|----------|-------------------------------------|----------|-------------------------|
| 1998年10月 | 監査法人 トーマツ (現 有限責任監査法人 トーマツ) 東京事務所入社 | 2012年7月 | 当社 執行役員 管理本部長 (現任) |
| | | 2019年11月 | 広東日信創富建築新材料有限公司 監事 (現任) |
| 2002年4月 | 公認会計士登録 | | |
| 2012年2月 | 当社入社 管理部担当部長 | | |
| 2012年6月 | 信和サービス株式会社 監査役 | | |

[重要な兼職の状況]

広東日信創富建築新材料有限公司 監事

取締役候補者とした理由

平澤光良氏は、2012年に当社の執行役員に就任、当社の総務及び経理など管理部門における豊富な経験を有し、略歴のとおり、公認会計士として財務・会計等に関する相当程度の知見を有していることから、新たに取締役候補者となりました。

候補者番号
5

せり ざわ ひろし
芹 澤 浩

(1951年12月26日生) 所有する当社の株式数…………… 一株

再 任

[略歴、地位及び担当]

社 外

| | | | | |
|----------|--------------|----------|----|--------------|
| 1975年 4月 | 阪和興業株式会社入社 | 2015年 4月 | 同社 | 取締役副社長執行役員 |
| 2000年 4月 | 同社 鋼板販売部長 | 2017年 4月 | 同社 | 代表取締役副社長執行役員 |
| 2005年 6月 | 同社 取締役 | 2019年 6月 | 同社 | 顧問 |
| 2010年 4月 | 同社 常務取締役 | 2020年 4月 | 当社 | 顧問 |
| 2012年 4月 | 同社 取締役専務執行役員 | 2020年 6月 | 当社 | 社外取締役 (現任) |

独 立

[重要な兼職の状況]

重要な兼職はございません。

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

芹澤浩氏は、略歴のとおり、経営者として豊富な経験と当業界に対する幅広い知見を備えていることに加え、海外事業等の分野における業務経験を有しており、他社の取締役の経験などから取締役会の審議において適宜助言や提言を行っていただいております。また、企業経営に関する知識、経験を活かし、当社の企業成長に向けた経営に対する様々な助言や意見が期待されることから社外取締役候補者としていたしました。なお、選任後も引き続き指名報酬委員会の委員を委嘱する予定です。

また、当社の定める独立性判断基準（6頁ご参照）を満たしていることから、社外取締役として独立した公正かつ客観的な立場から経営監督機能を担っていただけると考えております。

■ 社外取締役候補者に関する特記事項

1. 芹澤浩氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
2. 当社は、芹澤浩氏を株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、同氏の再任が承認された場合、再度独立役員として両取引所に届け出る予定であります。
3. 芹澤浩氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって3年となります。
4. 当社は、芹澤浩氏との間で会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任限度額は、会社法第425条第1項の最低責任限度額としております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 各候補者の所有する当社株式数は、2023年3月31日現在のものです。
 3. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を、当該保険契約により填補することとしております。各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、被保険者の保険料負担はありません。なお、2023年9月に同内容での更新を予定しております。

第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役3名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は次のとおりであります。

| | | |
|-------|-------------|--------------------------------------|
| 候補者番号 | いとうさえい | |
| 1 | 伊藤佐英 | (1952年10月12日生) 所有する当社の株式数……………5,600株 |

| | | |
|----|----------------------------------|-----------------------------|
| 再任 | [略歴、地位及び担当] | |
| 社外 | 1977年4月 日東製粉株式会社(現、日東富士製粉株式会社)入社 | 2016年8月 当社 監査役 |
| 独立 | 2013年6月 同社 監査役 | 2017年8月 当社 社外取締役(監査等委員)(現任) |

[重要な兼職の状況]

重要な兼職はございません。

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

伊藤佐英氏は、略歴のとおり、企業経営における豊かな経験と高い見識を有しており、これまで監査等委員である取締役として、その専門的見地から当社の経営執行の監査を行うとともに、当社の重要な経営判断の場において適切な助言及び提言を行っていただいております。また、経営者としてガバナンス分野の豊富な経験と幅広い知識を有しており、業務執行の監督機能強化へ貢献及び幅広い経営的視点からの助言や意見が期待されることから監査等委員である社外取締役候補者としたしました。なお、選任後も引き続き指名報酬委員会の委員を委嘱する予定です。

また、当社の定める独立性判断基準(6頁ご参照)を満たしていることから、社外取締役として独立した公正かつ客観的な立場から経営監督機能を担っていただけると考えております。

■ 社外取締役候補者に関する特記事項

1. 伊藤佐英氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
2. 当社は、伊藤佐英氏を株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、同氏の再任が承認された場合、再度独立役員として両取引所に届け出る予定であります。
3. 伊藤佐英氏の当社社外取締役(監査等委員)就任期間は本総会終結の時をもって5年10ヶ月となります。
4. 当社は、伊藤佐英氏との間で会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任限度額は、会社法第425条第1項の最低責任限度額としております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。

候補者番号

2

たに ぐち てつ いち
谷 口 哲 一

(1967年6月6日生) 所有する当社の株式数…………… 一株

再 任

[略歴、地位及び担当]

社 外

独 立

| | | | |
|----------|----------------------|----------|----------------------------|
| 1990年 4月 | 警察庁入庁 | 2015年11月 | 株式会社コンヴァノ 社外監査役 (現任) |
| 2001年 7月 | 内閣官房司法制度改革推進準備室参事官補佐 | 2017年 8月 | 当社 社外取締役 (監査等委員) (現任) |
| 2001年12月 | 司法制度改革推進本部事務局参事官補佐 | 2020年 3月 | 株式会社ダイレクトマーケティングミックス 社外取締役 |
| 2003年 6月 | 弁護士登録 谷口法律事務所入所 | | |
| 2011年 6月 | 谷口法律事務所 代表弁護士 (現任) | | |

[重要な兼職の状況]

谷口法律事務所 代表弁護士
株式会社コンヴァノ 社外監査役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

谷口哲一氏は、略歴のとおり、弁護士としての豊富な経験と高い見識を有しており、これまで監査等委員である取締役として、その専門的見地から当社の経営執行の監査を行うとともに、当社の重要な経営判断の場において適切な助言及び提言を行っていただいております。また、客観的かつ法的見地からの監督とアドバイスにより当社取締役会の機能強化が期待されることから監査等委員である社外取締役候補者いたしました。なお、選任後も引き続き指名報酬委員会の委員を委嘱する予定です。

また、当社の定める独立性判断基準（6頁ご参照）を満たしていることから、社外取締役として独立した公正かつ客観的な立場から経営監督機能を担っていただけると考えております。

■ 社外取締役候補者に関する特記事項

1. 谷口哲一氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
2. 当社は、谷口哲一氏を株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、同氏の再任が承認された場合、再度独立役員として両取引所に届け出る予定であります。
3. 谷口哲一氏の当社社外取締役（監査等委員）就任期間は本総会終結の時をもって5年10ヶ月となります。
4. 当社は、谷口哲一氏との間で会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任限度額は、会社法第425条第1項の最低責任限度額としております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。

候補者番号
3

あちわともこ
阿知波知子

(1984年8月25日生) 所有する当社の株式数…………… 一株

再任
社外
独立
女性

[略歴、地位及び担当]

| | | | |
|----------|----------------------|---------|----------------------------|
| 2007年12月 | 有限責任あずさ監査法人入所 | 2019年6月 | 当社 社外取締役(監査等委員)(現任) |
| 2015年6月 | 阿知波会計事務所入所 | 2021年8月 | 東海ソフト株式会社 社外取締役(監査等委員)(現任) |
| 2015年11月 | あちわ社会保険労務士事務所 代表(現任) | | |
| 2017年3月 | あちわ行政書士事務所 代表(現任) | | |

[重要な兼職の状況]

あちわ社会保険労務士事務所 代表
あちわ行政書士事務所 代表
東海ソフト株式会社 社外取締役(監査等委員)

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

阿知波知子氏は、略歴のとおり、公認会計士・税理士・社会保険労務士・行政書士等として財務・会計等に関する相当程度の知見及び企業経営に関する十分な見識を有しており、当社グループの更なる経営基盤の強化と企業価値の向上を目指すにあたり、業務執行の監督等を適切に果たしております。また、財務・会計分野及び人事分野における知見をもとに、また、ダイバーシティ推進の観点から、当社の経営全般に対する監督及び当社取締役会の機能強化が期待されることから、監査等委員である社外取締役候補者としたしました。なお、選任後も引き続き指名報酬委員会の委員を委嘱する予定です。

また、当社の定める独立性判断基準(6頁ご参照)を満たしていることから、社外取締役として独立した公正かつ客観的な立場から経営監督機能を担っていただけると考えております。

■ 社外取締役候補者に関する特記事項

- 阿知波知子氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
- 阿知波知子氏は、過去に当社の会計監査人である有限責任あずさ監査法人に在籍しておりましたが、以下の理由から、同氏の経歴は当社の定める独立性判断基準を満たしているものと判断しております。
 - 同氏は、同監査法人を2015年5月に退所後、既に8年が経過しており、退所後は同監査法人の運営には一切関与していないこと。
 - 同氏は、同監査法人に在籍中に当社の会計監査に関与したことはなく、その他の直接的な業務提供の実績もないこと。なお、当社は、阿知波知子氏を株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出しており、同氏の再任が承認された場合、再度独立役員として両取引所に届け出る予定であります。
- 阿知波知子氏の当社社外取締役(監査等委員)就任期間は本総会終結の時をもって4年となります。
- 当社は、阿知波知子氏との間で会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 各候補者の所有する当社株式数は、2023年3月31日現在のものであります。
3. 当社は役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を、当該保険契約により填補することとしております。各候補者が取締役役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、被保険者の保険料負担はありません。なお、2023年9月に同内容での更新を予定しております。

以上

株主優待のご案内

1. 目的

(1) 株主様への還元

株主の皆様の日頃からのご支援に感謝するとともに、当社株式への投資魅力を一層高め、中長期的に保有いただける株主様の増加を目的として、株主優待制度「信和プレミアム優待倶楽部」を新設いたします。

(2) 株主管理分野のDX（デジタル・トランスフォーメーション）化の促進

同制度導入により、株主管理のデジタル化促進に取り組むことで、株主様との対話強化に努めてまいりたいと考えております。具体的には、「信和プレミアム優待倶楽部」を通じて得られる株主データベースを活用し、PR情報・決算情報等のIR情報を随時配信させていただく予定です。効果的な株主様との対話を実現し、企業価値の向上、事業拡大に向けて邁進していきたいと考えております。

2. 株主優待制度の内容

毎年9月末現在の当社株主名簿に記載された1,000株以上を保有する株主様を対象とし、保有する株式数に応じ、優待ポイントを進呈いたします。

株主様の保有する優待ポイント数に応じて、お米やブランド牛などのこだわりグルメ、スイーツや飲食類、銘酒、家電製品、選べる体験ギフトなど「信和プレミアム優待倶楽部」に掲載されている4,000種類以上の優待商品からお好みの商品をお選びいただけます。社会貢献活動への寄付も選択できます。また、他のプレミアム優待倶楽部導入企業の優待ポイントと合算が可能な共通株主優待コイン「WILLsCoin」と交換が可能です。交換いただいた「WILLsCoin」はこちら (<https://portal.premium-yutaiclub.jp/>) からご確認いただけます。

(例) 優待商品



優待ポイント表 (1ポイント≒1円)

| 保有株式数 | 初年度の優待ポイント | 長期保有特典 |
|---------------|------------|------------|
| 1,000株～1,499株 | 5,000ポイント | 5,500ポイント |
| 1,500株～1,999株 | 20,000ポイント | 22,000ポイント |
| 2,000株以上 | 25,000ポイント | 27,500ポイント |

進呈条件 : 2023年以降、毎年9月末日の株主名簿に、1,000株以上保有する株主様として記載されること。

長期保有特典 : 2023年以降、9月末日の株主名簿に、同一株主番号で連続2回以上かつ1,000株以上お持ちの株主様として記載された方へは、初年度の1.1倍の優待ポイントを進呈します。

※優待ポイントの繰越はできませんので、ご注意ください。

3. 申し込み方法

対象となる株主様には、交換できる優待商品や株主様限定の特設インターネット・サイト登録方法などを記載した「信和プレミアム優待倶楽部のご案内」を2023年11月頃に送付いたします。お送りのご案内に記載のとおりインターネット・サイトにてご登録いただくことにより、優待ポイント数に応じて、4,000種類以上の商品からお選びいただくことができます。インターネットに登録ができない株主様においては、電話にて申し込みいただくことができますが、ご選択いただける商品に限りがございますのでご了承ください。

4. その他

当社株主様限定の特設ウェブサイト「信和プレミアム優待倶楽部」は2023年11月頃にサイト公開予定です。(https://shinwa-jp.premium-yutaiclub.jp)

株主優待制度の内容について変更が生じた場合には、速やかに開示の上、お知らせいたします。

「信和プレミアム優待倶楽部」に関するご質問・お問合せ
信和プレミアム優待倶楽部 ヘルプデスク

TEL : 0120-980-965 受付時間 : 午前9時～午後5時 (土・日・祝日を除く)

事業報告

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響はまだ見られるものの、ウィズコロナの新たな段階を見据えた各種政策等により、景況感はゆるやかな持ち直しの動きが継続しました。一方で、ウクライナ情勢の長期化や急激な金利及び為替変動の影響による物価及び資源価格の高騰が続くなど、様々な不確定要素が顕在化しており、経済の下振れリスクに対しては予断を許さない状態が続いております。

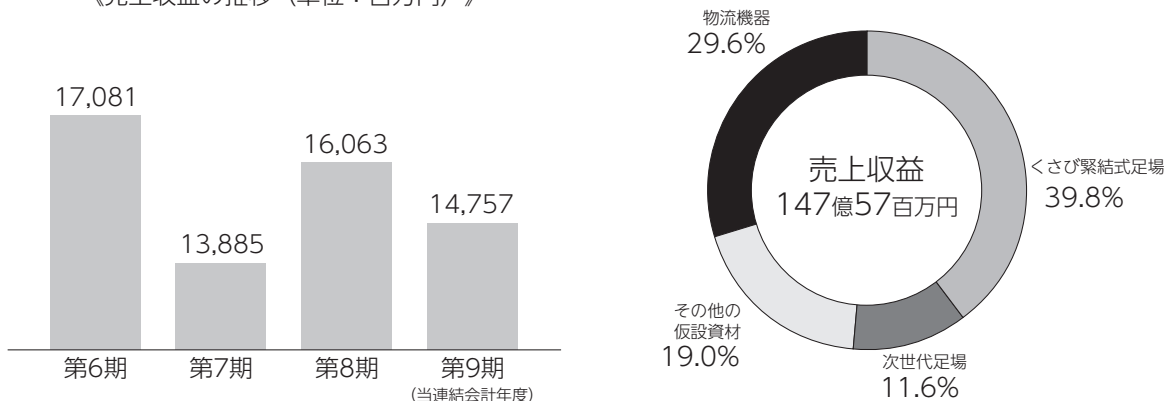
当社製品の主な供給先である建設業界におきましては、国土交通省「建設総合統計」によると、2022年4月から2023年2月の建設投資総額は48.5兆円（前年同期比2.4%増）と、民間を中心とした需要が見られた一方、建築資材の価格は期を通じて上昇が継続しました。また物流機器部門においては、経済及び企業活動の回復に伴い、輸送機器及び大型倉庫関連の需要が高まりました。

このような状況の中、当社は収益性維持のため販売価格の見直しを実行しつつ、コストの抑制に取り組みました。また、2022年9月28日に開示いたしました当社元従業員による不適切行為を重く受け止め、社内体制の見直しを通じ再発防止策の推進及びコンプライアンス体制の立て直し、顧客の信頼回復に努めてまいりました。

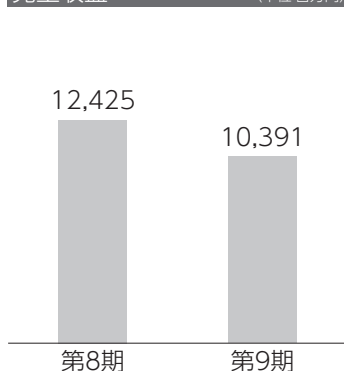
以上の結果、当連結会計年度における売上収益は14,757百万円（前期比8.1%減）、営業利益は1,501百万円（前期比29.7%減）、税引前利益は1,434百万円（前期比30.5%減）、親会社の所有者に帰属する当期利益は1,007百万円（前期比30.6%減）となりました。

なお、当社グループは仮設資材及び物流機器の製造・販売事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載はしていませんが、事業部門別の業績は、次のとおりであります。

《売上収益の推移（単位：百万円）》



売上収益 (単位:百万円)



①仮設資材部門

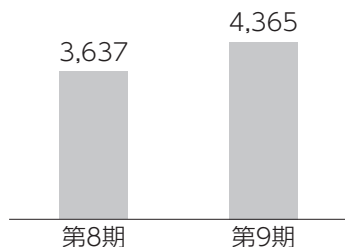
仮設資材部門は、主に戸建住宅などの低層から中層をターゲットにした「くさび緊結式足場」と、中層から高層の大型施設や公共工事をターゲットにした「次世代足場」の2つの製品群を展開しております。

当連結会計年度においては、建設工事案件の底堅さを背景に、主力製品であるくさび緊結式足場及び次世代足場、及び安全措置資材の需要は継続しているものの、当社製品を含む建築資材の高騰状況が継続していることなどから、仮設資材を購入ではなくレンタルで調達する志向が強まりました。この結果、販売価格の改定は実現した一方で、販売物量に減少がみられました。また、前述の不適切行為への対処として、対象拠点の営業・管理体制を刷新し、業務運営全体の是正を図る活動を重視したものの、当該拠点における売上収益が大幅に減少しました。

これらの結果、仮設資材部門の売上収益は10,391百万円（前期比16.4%減）となりました。

売上収益

(単位:百万円)



②物流機器部門

物流機器部門は、建設業界のみならず、自動車や物流倉庫など幅広い産業に向けて、オーダーメイドによる「運ぶ・収納する」ソリューションを提供しております。

連結会計年度においては、各種産業における生産活動の活発化、物流量の増大が見られました。これらを背景にリピート案件の需要が旺盛であり、安定的な受注獲得に繋がりました。加えて、電気機器向け資材搬送用パレット案件や、新たな産業領域である建材分野向け物流機器案件が売上収益の増加に貢献いたしました。

これらの結果、物流機器部門の売上収益は4,365百万円(前期比20.0%増)となりました。

(2) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(3) 設備投資の状況

当社グループは、当連結会計年度中において、当社土倉工場などで使用する治具・金型、顧客貸出に使用するレンタル資産及び情報システムの更新などに467百万円の設備投資を行いました。

(4) 財産及び損益の状況の推移
IFRS

| | 第6期 | 第7期 | 第8期 | 第9期 (当連結会計年度) |
|--------------------------|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|
| | 2019年4月1日から 2020年3月31日まで | 2020年4月1日から 2021年3月31日まで | 2021年4月1日から 2022年3月31日まで | 2022年4月1日から 2023年3月31日まで |
| 売上収益(千円) | 17,081,549 | 13,885,758 | 16,063,586 | 14,757,236 |
| 営業利益(千円) | 2,210,144 | 1,853,029 | 2,135,721 | 1,501,738 |
| 親会社の所有者に帰属 する当期利益(千円) | 1,467,274 | 1,231,806 | 1,452,853 | 1,007,788 |
| 基本的1株当たり 当期利益(円) | 104.85 | 87.42 | 105.36 | 72.49 |
| 資産合計(千円) | 21,620,530 | 22,236,842 | 22,515,684 | 21,294,895 |
| 資本合計(千円) | 13,788,051 | 14,443,121 | 15,158,581 | 15,552,339 |

(5) 対処すべき課題

当社グループは、2021年12月に2022年3月期から2026年3月期までの5カ年を実行期間とする「中期経営計画」を策定・公表いたしました。次期は当該計画の2年目となり、各事業部門の施策を着実に実行するとともに、躍進分野に注力し、2026年3月期の目標達成に向け取り組んでまいります。

足元では、ロシアによるウクライナ侵攻等による資源価格の更なる高騰、新型コロナウイルス感染症によるサプライチェーンへの影響、金融資本市場の変動等が懸念されます。特に当社製品の主要な原材料であります鋼材の価格は、当面の間は価格上昇が継続するものと見られることから、収益面に大きな影響を与えることが想定されます。次期も引き続き、価格改定など、収益性の確保の取り組みを継続する他、以下の課題に取り組んでまいります。

① 当社グループ全社員の活力の創出

当社グループは、経営理念（Our Mission）として『私たちは、社員のやる気を応援し、「夢と未来」の実現を支えます。』を掲げております。また、当社グループが持続的な成長を果たすためには、社員が夢を描き、その実現に向かって、持てる力を存分に発揮できることが重要だと考えております。

その実現のために、当社グループは社員の働き甲斐を高め、社員の活力の創出に資するよう、人事評価の透明性を図り、成果や情報の共有を図るインフラの整備を行うとともに、業務の効率化やコミュニケーションの活性化を推進するIT投資、ブランディングを通じた意識・意欲の高揚など、多様な人材が能力を最大限に発揮できる職場環境の整備などを推進してまいります。

②優秀な人材の確保と育成

当社グループが持続的な成長を果たすためには、優秀な人材を確保し育成することが不可欠であると考えております。

当社グループでは、積極的な採用活動を一層推し進め、製品開発力の強化や営業力の強化、内部管理体制の強化等に資する優秀な人材を確保してまいります。

また、成長を促す仕組みづくりに取り組み、社内外の研修体制の整備、人材管理体制の構築、外部ノウハウの活用等を推進してまいります。

③コーポレート・ガバナンスの強化

当社グループは、コンプライアンスの方針・体制・運営方法を定め、企業の社会的責任を深く自覚するとともに日常の業務遂行において関係諸法令を遵守し、社会倫理に適合した行動を実践することが、継続的な企業価値の向上につながると考えております。

全てのステークホルダーを尊重し、企業の健全性、透明性を高めるとともに、長期的かつ安定的な株主価値の向上に努めるため、迅速で合理的な意思決定体制及び業務執行の効率化を可能とする社内体制を構築し、コーポレート・ガバナンスの強化に取り組んでまいります。

また、子会社においても管理体制を強化し、当社グループ全体でのガバナンスの強化を推進してまいります。

④製品品質の更なる向上

当社製品が顧客に選ばれ続けるための基盤は、製品品質の維持・向上にあるものと考えております。

製造人員、製造設備、製造方法等の変更時などの変化点における特に重点的な品質確認を実施するほか、過去に発生した品質問題を毎日のミーティング時に振り返り、対応策の継続確認や更なる対策の検討を行うことで、同じ問題を繰り返さない体制をさらに強化してまいります。

また、製品自体の品質確認のみならず、製造設備の造り込みやメンテナンスの定期化等の確認、検出された不具合の速やかな情報展開・情報共有を通じ、品質に問題のある個体を造らせない活動も行っております。

⑤コストダウンの推進

当社グループの製造・調達部門においては、従来からの手法をそのまま踏襲し続けるのではなく、常に改善点を模索し、コストダウンを実践しております。

その範囲は、工程短縮だけにとどまらず、設備のランニングコスト、検査コストなど幅広い視点から、様々なコストダウン活動の積み重ねにより大きな効果を目指すものであります。材料調達においても、歩留まり向上を意図した適切なサイズの材料発注や複数社購買の推進などに注力することで、仕入れコスト低減に努めてまいります。

これらの活動は定期的にレビューし、取り組みの効果や方向性などを確認しつつ、コストダウンに対する不変的な姿勢としての定着を図ってまいります。

(6) 主要な事業内容（2023年3月31日現在）

当社グループは、当社及び連結子会社1社で構成されており、主として次の事業を行っております。

①くさび緊結式足場資材及び一般仮設資材の開発・製造・販売・リース・レンタル並びにくさび緊結式足場の架け出し工事の設計・施工・請負

②物流機器の開発・製造・販売

(7) 主要な営業所及び工場（2023年3月31日現在）

①当社

営 業 所：本 社 岐阜県海津市
東京支店 東京都千代田区
大阪支店 大阪府吹田市
福岡支店 福岡県糟屋郡宇美町
長崎支店 長崎県諫早市
名古屋オフィス 愛知県名古屋市
幸手事務所 埼玉県幸手市
レンタルヤード：土倉機材センター 岐阜県海津市
杉戸機材センター 埼玉県北葛飾郡杉戸町
横浜機材センター 神奈川県横浜市
関西機材センター 大阪府池田市
熊本機材センター 熊本県熊本市
工 場：土倉工場 岐阜県海津市

②子会社

広東日信創富建築新材料有限公司
本社・生産拠点：中華人民共和国、広東省佛山市

<拠点分布>



(8) 従業員の状況 (2023年3月31日現在)

①企業集団の従業員の状況

| 従業員数 | 前連結会計年度末比増減 |
|------|-------------|
| 149名 | 5名増 |

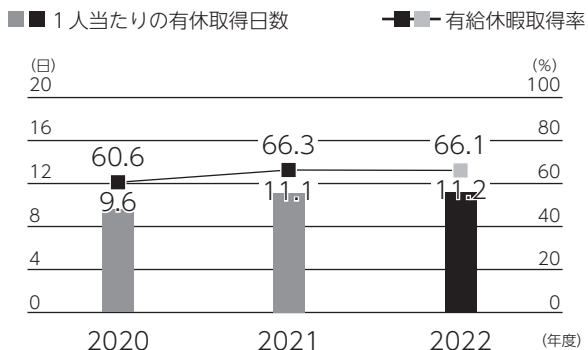
(注) 従業員数は就業人員 (当社グループ外への出向者を除き、当社グループへの出向者を含む) であり、契約社員、嘱託社員及びパート社員を含んでおりません。

②当社の従業員の状況

| 従業員数 | 前事業年度末比増減 | 平均年齢 | 平均勤続年数 |
|------|-----------|-------|--------|
| 148名 | 5名増 | 40.5歳 | 9.1年 |

(注) 従業員数は就業人員 (当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む) であり、契約社員、嘱託社員及びパート社員は当事業年度の平均29名を含んでおりません。

有休取得の推移



平均年齢 (正社員) ————— 40.5歳

平均勤続年数 (正社員) ————— 9.1年

管理職に占める女性の割合 (正社員) ————— 4.2%

従業員に占める女性の割合 (正社員) ————— 25.0%

(9) 重要な子会社の状況 (2023年3月31日現在)

| 会社名 | 資本金 | 出資比率 | 主要な事業内容 |
|-----------------|---------------|------|------------------|
| 広東日信創富建築新材料有限公司 | 6,250,000 人民元 | 51 % | 建設用仮設資材の輸入・製造・販売 |

(10) 主要な借入先の状況 (2023年3月31日現在)

| 借 入 先 | 借 入 金 残 高 |
|-------------------------|-----------|
| 株 式 会 社 み ず ほ 銀 行 | 1,389百万円 |
| 株 式 会 社 三 菱 UFJ 銀 行 | 1,000百万円 |
| 三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社 | 468百万円 |
| 株 式 会 社 SBI 新 生 銀 行 | 416百万円 |
| 株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行 | 364百万円 |
| 株 式 会 社 十 六 銀 行 | 260百万円 |

2. 会社の株式に関する事項

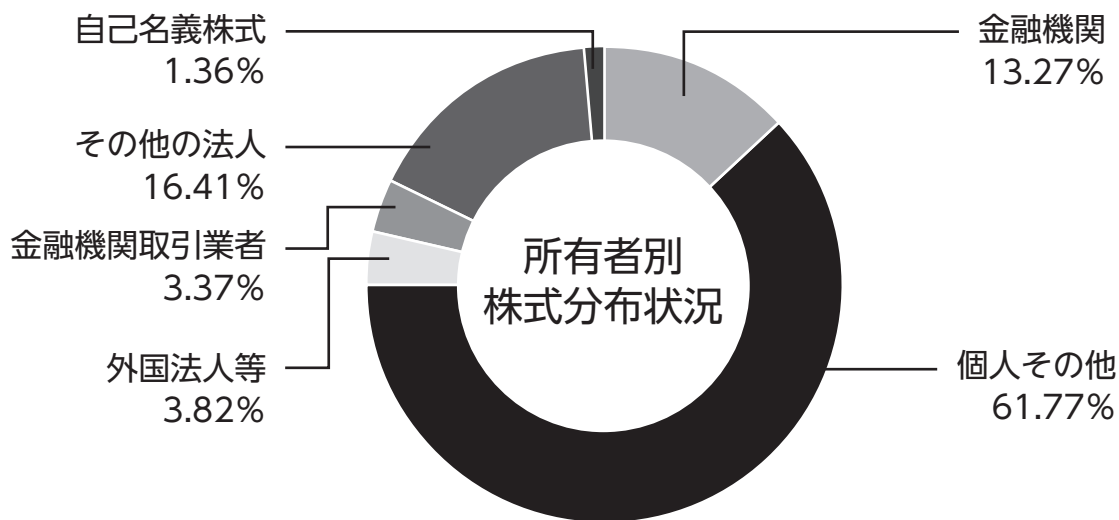
- (1) 発行可能株式総数 55,153,600株
(2) 発行済株式の総数 14,103,000株
(3) 株 主 数 17,481名
(4) 大 株 主

| 株 主 名 | 持 株 数 | 持 株 比 率 |
|-------------------------------------|------------|---------|
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口) | 1,228,400株 | 8.8% |
| ア ル イ ン コ 株 式 会 社 | 689,400株 | 4.9% |
| 阪 和 興 業 株 式 会 社 | 689,400株 | 4.9% |
| 株式会社日本カストディ銀行 (信託口) | 529,800株 | 3.8% |
| 山 田 博 | 196,000株 | 1.4% |
| R E F U N D 1 0 7 - C L I E N T A C | 156,400株 | 1.1% |
| ク レ デ ィ ・ ス イ ス 証 券 株 式 会 社 | 140,700株 | 1.0% |
| 中 山 通 商 株 式 会 社 | 137,900株 | 0.9% |
| 株 式 会 社 ヤ グ ミ | 137,900株 | 0.9% |
| 新 海 秀 治 | 110,700株 | 0.7% |

(注) 当社は、自己株式192,518株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(7) 株式分布状況

| 区 分 | 株式の状況（1単元の株式数100株） | | | | | | | 単元未満株式の状況 |
|-----------|--------------------|----------|--------|-------|--------|-------|---------|-----------|
| | 金融機関 | 金融機関取引業者 | その他の法人 | 外国法人等 | 個人その他 | 自己名義株 | 計 | |
| 株主数（名） | 11 | 27 | 152 | 82 | 15,720 | 1 | 15,993 | — |
| 所有株式数（単元） | 18,678 | 4,745 | 23,109 | 5,391 | 86,905 | 1,925 | 140,753 | 27,700株 |
| 割合（%） | 13.27 | 3.37 | 16.41 | 3.82 | 61.77 | 1.36 | 100.00 | — |



3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況（2023年3月31日現在）

| 地 位 | 氏 名 | 担当及び重要な兼職の状況 |
|------------------|---------|---|
| 代表取締役会長 | 山 田 博 | |
| 代表取締役社長 | 則 武 栗 夫 | 執行役員 営業本部長 広東日信創富建築新材料有限公司 董事長 |
| 専 務 取 締 役 | 平 野 真 一 | 執行役員 製造本部長 広東日信創富建築新材料有限公司 董事 |
| 取 締 役 | 芹 澤 浩 | |
| 取 締 役 (監査等委員) | 伊 藤 佐 英 | |
| 取 締 役 (監査等委員) | 谷 口 哲 一 | 谷口法律事務所 代表弁護士 株式会社コンヴァノ 社外監査役 |
| 取 締 役 (監査等委員) | 阿知波 知 子 | あちわ社会保険労務士事務所 代表 あちわ行政書士事務所 代表 東海ソフト株式会社 社外取締役（監査等委員） |

- (注) 1. 監査等委員である取締役 谷口哲一氏は弁護士、阿知波知子氏は公認会計士として、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
2. 取締役芹澤浩氏、伊藤佐英氏、谷口哲一氏及び阿知波知子氏は、社外取締役であります。
3. 当社は、芹澤浩氏、伊藤佐英氏、谷口哲一氏及び阿知波知子氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。
4. 監査等委員会の補助機関（監査等委員会室等）が情報収集を行っているため、監査の実効性を確保していることから、常勤の監査等委員を選定しておりません。
5. 当社と取締役（業務執行取締役等であるものを除く）の全員は、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮することを目的として、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

(2) 事業年度中に就任した取締役
該当事項はありません。

(3) 事業年度中に退任した取締役
該当事項はありません。

(4) 取締役の報酬等

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

i) 当該方針の決定方法

当社は当該方針を決定するに当たり、任意に設置した指名報酬委員会の答申を得て、取締役会において決定しております。

ii) 役員報酬に対する基本的な考え方

当社は当社の取締役の報酬制度を「コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方に基づき、中長期的グループ企業価値の継続的向上と持続的成長の実現のために、適切なリスクテイクを行うための仕組み」と位置付け、以下の点に基づき、構築・運用するものとしております。

- ◇ 株主をはじめとするステークホルダーに対して説明責任を果たせる、「透明性」「公正性」「合理性」の高い報酬制度とする。
- ◇ 持続的かつ中長期的な企業価値の向上を動機づけるため、中長期的な企業価値と連動する報酬制度とする。
- ◇ 株主からの負託に応えるとともに、信和イズムの継承と経営理念を実現できる優秀な人材を登用し、リテンションできる報酬制度とする。

iii) 報酬水準

役員報酬の水準については、外部調査機関による客観的な役員報酬調査データに基づき、上場企業の中央値、同業（製造業・金属）、同規模（時価総額、事業規模等）、他業種の役員報酬水準と毎年比較検証を行い決定します。

iv) 報酬構成

(1) 社内取締役

①構成内容

報酬構成は、次のとおりとします。

- 1) 役位に応じた月例の「基本報酬」（金銭報酬）を支給するものとします。
- 2) 短期の企業価値向上を動機づけるインセンティブとして、事業年度ごとの業績達成率等に連動する月例の「業績連動報酬」（金銭報酬）を支給するものとします。
- 3) 株主と価値を共有し、中長期の企業価値向上を動機づけるインセンティブとして「株式関連報酬」を支給するものとします。支給時期については、取締役会にて決定します。

②報酬構成の割合

構成割合は、下記の基準に基づき指名報酬委員会で審議します。

- 1) 基本報酬と業績連動報酬の割合は、6：4とします。
- 2) 業績連動報酬のうち、金銭報酬と株式関連報酬の割合は、6：4とします。

③業績連動報酬の算出基準

業績連動報酬の算出は、下記の基準に基づき指名報酬委員会で審議します。

- 1) 【短期インセンティブ報酬】 = 【業績連動報酬（金銭報酬）】

= 【基本報酬】 × 【短期業績連動金銭報酬割合】 × 【業績目標達成率】

※ 業績目標達成率は、単年度の営業利益（連結IFRS基準）の達成率とします。

(2) 社外取締役

①構成内容

報酬構成は、次のとおりとします。

1) 役位に応じた「基本報酬」(金銭報酬)のみとします。

2) インセンティブ報酬となる「業績連動報酬」や「株式関連報酬」は支給しないものとします。

②報酬構成の割合

社外取締役の報酬は、基本報酬のみとし、業績と連動したインセンティブ報酬は設けておりません。

- v) 当該事業年度に係る取締役(監査等委員である取締役を除く)の個人別の報酬等の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由
取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、指名報酬委員会が原案について決定方針に基づき多角的な検討を行っているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

②取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬限度額は、2017年8月29日開催の臨時株主総会決議において年額200百万円以内(うち、社外取締役分は20百万円以内とし、使用人分給与は含まない)と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は6名(うち、社外取締役は4名)です。

また、取締役(監査等委員)の報酬限度額は、2017年8月29日開催の臨時株主総会決議において年額30百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役(監査等委員)の員数は3名(うち、社外取締役は3名)です。

③取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する事項

i) 指名報酬委員会

当社においては、取締役の報酬の決定に関する手続きの客観性及び透明性を確保すること等を目的として、独立社外取締役4名と代表取締役1名で構成する指名報酬委員会を設置し、取締役の個人別の報酬を審議しております。

ii) 報酬の決定方法

取締役の報酬額は、指名報酬委員会において、職位別の基準報酬額に基づき、各取締役の役割、貢献度、当社グループ業績の評価及び業績目標達成度の審議を行い、その結果を取締役会に対して答申します。取締役会は当該答申に基づき最終的に決定します。なお、監査等委員である取締役の報酬額は、監査等委員会において決定します。

④取締役の報酬等の総額等

| 役員区分 | 報酬等の額 (千円) | 報酬などの種類別の総額 (千円) | | | 対象となる 役員の 員数 (名) |
|-----------------------------|--------------------|--------------------|---------------|--------------|------------------------|
| | | 基本報酬 | 業績連動報酬 | 非金銭報酬 | |
| 取締役 (監査等委員を除く) (うち社外取締役) | 125,323 (4,680) | 74,222 (4,680) | 46,361 (-) | 4,740 (-) | 4 (1) |
| 取締役 (監査等委員) (うち社外取締役) | 12,163 (12,163) | 12,163 (12,163) | - (-) | - (-) | 3 (3) |

- (注) 1. 業績連動報酬の算出の基礎として選定した業績指標は、単年度の営業利益（連結IFRS基準）としております。また、当該業績指標を選定した理由は、経営の成果を表す指標として客観性があり、投資家その他の利害関係者からも理解を得られやすい指標と判断したためであります。
2. 当事業年度を含む営業利益（選定した業績指標）の推移は、1. (4) 財産及び損益の状況の推移に記載のとおりです。
3. 当事業年度末現在の取締役（監査等委員を除く）は4名（うち社外取締役1名）であります。
4. 当事業年度末現在の取締役（監査等委員）は3名（うち社外取締役3名）であります。

(5) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しております。保険料特約部分も含め当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

当該保険契約では、被保険者である取締役がその職務の執行に関して責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害について填補することとされています。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

当該保険契約には免責額が設けており、当該免責額までの損害については填補の対象としないこととされています。

(6) 社外役員に関する事項

①他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係（2023年3月31日現在）

| 区 分 | 氏 名 | 兼職先 | 兼職の内容 |
|----------------|---------|--|------------------------------------|
| 取締役 (監査等委員) | 谷 口 哲 一 | 谷口法律事務所 株式会社コンヴァノ | 代 表 弁 護 士 社 外 監 査 役 |
| 取締役 (監査等委員) | 阿知波 知 子 | あちわ社会保険労務士事務所 あちわ行政書士事務所 東海ソフト株式会社 | 代 表 代 表 社 外 取 締 役 (監査等委員) |

(注) 当社は上記の法人等との間には特別な関係はありません。

②社外役員の主な活動状況

| 区 分 | 氏 名 | 主な活動状況及び期待される役割に関して行った職務の概要 |
|---------------------------|--|--|
| 取 締 役 | 芹 澤 浩 | 主に上場会社の取締役を歴任した豊富な経験に基づく見地及び独立した客観的立場から、取締役会等の場において、審議に積極的に参画するとともに、経営全体を俯瞰し、本質的な課題やリスクを把握したうえでの助言・提言等、当社グループの企業価値向上に資する発言を積極的に行っております。また、指名報酬委員として審議に参画しております。 |
| 取締役会 指名報酬委員会 | 18回／18回 (100%) 5回／5回 (100%) | |
| 取 締 役 (監査等委員) | 伊 藤 佐 英 | 主に上場会社の監査役を歴任した豊富な経験に基づく見地及び独立した客観的立場から、取締役会等の場において、審議に積極的に参画するとともに、意思決定の適正性を確保するため必要な発言を行っております。また、指名報酬委員長として審議の充実等に主導的な役割を果たしております。さらに、監査等委員として、豊富な知見・客観的な観点から監査体制の強化に推進するほか、会計監査人と定期的な会合や当社の内部監査部門との連携によりコーポレート・ガバナンスの一層の向上に向けた重要な役割を担っております。 |
| 取締役会 監査等委員会 指名報酬委員会 | 18回／18回 (100%) 13回／13回 (100%) 5回／5回 (100%) | |

| 区分 | 氏名 | 主な活動状況及び期待される役割に関して行った職務の概要 |
|---------------------------|--|--|
| 取締役 (監査等委員) | 谷口 哲一 | 主に弁護士としての豊富な経験に基づく見地及び独立した客観的立場から、取締役会等の場において経営上・事業上のリスク等に関する事項について指摘や提言をするなど、意思決定の適正性を確保するため必要な発言を行っております。また、監査等委員として、豊富な知見・客観的な観点から監査体制の強化に推進するほか、指名報酬委員として審議に参画しております。 |
| 取締役会 監査等委員会 指名報酬委員会 | 18回／18回 (100%) 13回／13回 (100%) 5回／5回 (100%) | |
| 取締役 (監査等委員) | 阿知波 知子 | 主に公認会計士としての豊富な経験に基づく見地及び独立した客観的立場から、取締役会等の場において当社が抱える主として財務上のリスクへの対応について指摘をするなど、意思決定の適正性を確保するために必要な発言を行っております。また、監査等委員として、豊富な知見・客観的な観点から監査体制の強化に推進するほか、指名報酬委員として審議に参画しております。 |
| 取締役会 監査等委員会 指名報酬委員会 | 18回／18回 (100%) 13回／13回 (100%) 5回／5回 (100%) | |

5. 会計監査人に関する事項

- (1) 会計監査人の名称
有限責任 あずさ監査法人
- (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額
- | | |
|--|-------|
| ①公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬 | 32百万円 |
| ②当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 32百万円 |
- (注) 1. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等を確認し、検証した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
- (3) 非監査業務の内容
当社は、会計監査人（有限責任 あずさ監査法人）に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である、デューデリジェンス調査対応業務についての対価を支払っております。
- (4) 子会社の監査に関する事項
当社の子会社である広東日信創富建築新材料有限公司は、当社の会計監査人以外の監査法人による監査を受けております。
- (5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針
会計監査人が、会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合、必要に応じて、監査等委員会は、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。また、監査等委員会は、会計監査人の適格性、専門性、当社からの独立性、その他の評価基準に従い総合的に評価し、会計監査人の職務の執行に支障があると判断されるなど、会計監査人の変更が必要と認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。
- (6) 責任限定契約の内容の概要
当社は2015年6月29日開催の定時株主総会で定款を変更し、会計監査人の責任限定契約に関する規定を設けております。
当該定款に基づき当社が会計監査人と締結した責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。
会計監査人は、本契約締結後、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がないときは、980万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として損害賠償責任を負担するものとしております。

6. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社グループでは、株主の皆様に対する利益還元を経営上重要な課題の1つとして位置付けております。

①基本方針

当社は将来における安定的な企業成長と経営環境の変化に対応するために必要な内部留保資金を確保しつつ、経営成績に応じた株主への利益還元を行うことを基本方針とし配当性向40%以上を目標に実施してまいります。

②配当回数と決定機関

当社の剰余金の配当は年1回の期末配当を基本方針としており、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定める旨、定款で定めております。また、状況により会社法第454条第5項の規定に定める中間配当を行えることを定款に定めており、この中間配当の決定機関は取締役会であります。

なお、当社は、これまで剰余金の配当は、期末配当の年1回を基本方針としておりましたが、今般、株主の皆様に対して、利益還元の機会を充実させ、株式を継続して保有していただくことを目的として、中間配当と期末配当の年2回実施する方針に変更し、2024年3月期より中間配当を実施することといたしました。

③内部留保資金の用途

内部留保資金につきましては、財務体質の強化を図るとともに、一層の事業拡大を目指すための設備投資や人材育成など、有効な投資資金として活用し、企業価値の向上に努める考えであります。

当期につきましては、2023年5月12日開催の取締役会において、剰余金の処分に関する決議をし、当期の期末配当金につきましては、1株当たり32円とさせていただきます。その結果、配当性向は44.1%となっております。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結財政状態計算書

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|----------------------|-------------------|----------------------|-------------------|
| (資産の部) | | (負債の部) | |
| 流 動 資 産 | | 流 動 負 債 | |
| 現金及び現金同等物 | 2,063,796 | 営業債務及びその他の債務 | 664,207 |
| 営業債権及びその他の債権 | 2,450,073 | 借 入 金 | 4,242,189 |
| 棚 卸 資 産 | 3,406,646 | 未 払 法 人 所 得 税 | 122,676 |
| その他の流動資産 | 41,560 | その他の金融負債 | 89,510 |
| 流 動 資 産 合 計 | 7,962,077 | その他の流動負債 | 122,936 |
| | | 流 動 負 債 合 計 | 5,241,520 |
| 非 流 動 資 産 | | 非 流 動 負 債 | |
| 有形固定資産 | 2,403,561 | 引 当 金 | 45,122 |
| 使用権資産 | 240,048 | その他の金融負債 | 170,269 |
| の れ ん | 9,221,769 | 繰 延 税 金 負 債 | 281,743 |
| 無 形 資 産 | 1,387,641 | その他の非流動負債 | 3,900 |
| その他の金融資産 | 68,259 | 非 流 動 負 債 合 計 | 501,035 |
| その他の非流動資産 | 11,537 | 負 債 合 計 | 5,742,555 |
| 非 流 動 資 産 合 計 | 13,332,817 | (資本の部) | |
| | | 資 本 金 | 153,576 |
| | | 資 本 剰 余 金 | 6,918,346 |
| | | 利 益 剰 余 金 | 8,621,667 |
| | | 自 己 株 式 | △151,505 |
| | | その他の資本の構成要素 | 3,710 |
| | | 親会社の所有者に帰属する持分合計 | 15,545,795 |
| | | 非 支 配 持 分 | 6,543 |
| | | 資 本 合 計 | 15,552,339 |
| 資 産 合 計 | 21,294,895 | 負 債 ・ 資 本 合 計 | 21,294,895 |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目 | 金 額 |
|---------------------|-------------|
| 売 上 収 益 | 14,757,236 |
| 売 上 原 価 | △11,257,628 |
| 売 上 総 利 益 | 3,499,607 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 | △1,959,283 |
| そ の 他 の 収 益 | 26,399 |
| そ の 他 の 費 用 | △64,985 |
| 営 業 利 益 | 1,501,738 |
| 金 融 収 益 | 691 |
| 金 融 費 用 | △67,845 |
| 税 引 前 利 益 | 1,434,584 |
| 法 人 所 得 税 費 用 | △448,690 |
| 当 期 利 益 | 985,894 |
| 当 期 利 益 の 帰 属 | |
| 親 会 社 の 所 有 者 | 1,007,788 |
| 非 支 配 持 分 | △21,893 |
| 当 期 利 益 | 985,894 |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結持分変動計算書

(2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：千円)

| | 資 本 金 | 資 本 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金 | 自 己 株 式 |
|-------------------|---------|-----------|-----------|----------|
| 2022年4月1日残高 | 153,576 | 6,919,802 | 8,211,397 | △163,101 |
| 当期利益 | － | － | 1,007,788 | － |
| その他の包括利益 | － | － | － | － |
| 当期包括利益合計 | － | － | 1,007,788 | － |
| 自己株式の処分（新株予約権の行使） | － | △1,324 | － | 3,624 |
| 配当金 | － | － | △597,517 | － |
| 株式報酬取引 | － | △131 | － | 7,971 |
| 所有者との取引額等合計 | － | △1,456 | △597,517 | 11,596 |
| 2023年3月31日残高 | 153,576 | 6,918,346 | 8,621,667 | △151,505 |

| | その他の資本の構成要素 | | | | 親会社の所有者に帰属する持分合計 | 非支配持分 | 資 本 合 計 |
|-------------------|---------------------------|----------------|---------------|---------------|------------------|---------|------------|
| | その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産 | 在外営業活動体の外貨換算差額 | キャッシュ・フロー・ヘッジ | その他の資本の構成要素合計 | | | |
| 2022年4月1日残高 | △138 | 9,203 | － | 9,065 | 15,130,740 | 27,840 | 15,158,581 |
| 当期利益 | － | － | － | － | 1,007,788 | △21,893 | 985,894 |
| その他の包括利益 | 2,164 | 621 | △8,140 | △5,355 | △5,355 | 597 | △4,758 |
| 当期包括利益合計 | 2,164 | 621 | △8,140 | △5,355 | 1,002,432 | △21,296 | 981,136 |
| 自己株式の処分（新株予約権の行使） | － | － | － | － | 2,300 | － | 2,300 |
| 配当金 | － | － | － | － | △597,517 | － | △597,517 |
| 株式報酬取引 | － | － | － | － | 7,839 | － | 7,839 |
| 所有者との取引額等合計 | － | － | － | － | △587,378 | － | △587,378 |
| 2023年3月31日残高 | 2,025 | 9,825 | △8,140 | 3,710 | 15,545,795 | 6,543 | 15,552,339 |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|----------------|-------------------|------------------------|-------------------|
| (資産の部) | | (負債の部) | |
| 流 動 資 産 | 7,948,523 | 流 動 負 債 | 5,153,809 |
| 現金及び預金 | 2,047,704 | 買掛金 | 498,678 |
| 受取手形 | 171,664 | 短期借入金 | 1,000,000 |
| 電子記録債権 | 412,597 | 1年内返済予定の長期借入金 | 3,250,000 |
| 売掛金 | 1,873,227 | リース負債 | 9,710 |
| 商品及び製品 | 1,782,369 | 未払費用 | 83,479 |
| 材料及び貯蔵品 | 627,936 | 未払法人税等 | 60,387 |
| 前払費用 | 996,312 | 引当金 | 122,676 |
| 未収金 | 28,908 | リバティブ債 | 74,127 |
| 貸倒引当金 | 5,599 | その他 | 11,616 |
| | 12,593 | | 43,133 |
| | △10,391 | | |
| 固 定 資 産 | 8,770,888 | 固 定 負 債 | 207,087 |
| 有形固定資産 | 2,359,141 | リース負債 | 25,501 |
| 建物 | 295,813 | 除却資産の負債 | 41,213 |
| 構築物 | 63,433 | 繰上り資産 | 136,472 |
| 機械及び装置 | 120,919 | 繰上り負債 | 3,900 |
| 車両運搬具 | 2,029 | | |
| 工具器具及び備品 | 66,260 | 負 債 合 計 | 5,360,897 |
| 土地 | 1,277,347 | | |
| リース資産 | 31,312 | (純資産の部) | |
| 建設仮勘定 | 492,134 | 株主資本 | 11,364,630 |
| 無形固定資産 | 9,889 | 資本剰余金 | 153,576 |
| のれん | 6,333,857 | 資本剰余金 | 6,785,148 |
| 商標 | 5,438,479 | 資本剰余金 | 53,576 |
| その他の権利 | 707,825 | 資本剰余金 | 6,731,571 |
| ア他 | 187,418 | 利益剰余金 | 4,577,410 |
| 証券 | 135 | 利益剰余金 | 25,000 |
| 債券 | 77,889 | 繰上り利益 | 4,552,410 |
| 等 | 20,934 | 繰上り利益 | 4,552,410 |
| 費用 | 8,658 | 繰上り利益 | △151,505 |
| 入金 | 87 | | |
| その他 | 11,027 | 評価・換算差額等 | △6,115 |
| 引当金 | 31,231 | 繰上り | 2,025 |
| | 43,194 | 繰上り | △8,140 |
| | △37,243 | | |
| 資 産 合 計 | 16,719,412 | 純 資 産 合 計 | 11,358,515 |
| | | 負 債 ・ 純 資 産 合 計 | 16,719,412 |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目 | 金 額 |
|-----------------------|------------|
| 売 上 高 | 14,127,074 |
| 売 上 原 価 | 10,649,053 |
| 売 上 総 利 益 | 3,478,021 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 | 2,461,091 |
| 営 業 利 益 | 1,016,930 |
| 営 業 外 収 益 | |
| 受 取 利 息 及 び 配 当 金 | 316 |
| 仕 入 割 引 | 11,323 |
| そ の 他 | 23,781 |
| 営 業 外 費 用 | |
| 支 払 利 息 | 28,179 |
| 支 払 手 数 料 | 27,831 |
| そ の 他 | 2,584 |
| 経 常 利 益 | 993,758 |
| 特 別 利 益 | |
| 固 定 資 産 売 却 益 | 5,188 |
| 特 別 損 失 | |
| 固 定 資 産 処 分 損 | 2,233 |
| 子 会 社 出 資 金 評 価 損 | 41,679 |
| 税 引 前 当 期 純 利 益 | 955,034 |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 451,075 |
| 法 人 税 等 調 整 額 | △2,505 |
| 当 期 純 利 益 | 506,464 |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：千円)

| | 株 主 資 本 | | | | | | |
|-------------------------|---------|--------|-----------|-----------|--------|---------------------|-----------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | | 利益剰余金 | | |
| | | 資本準備金 | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 | 利益準備金 | その他利益剰余金 繰越利益剰余金 | 利益剰余金合計 |
| 2022年4月1日残高 | 153,576 | 53,576 | 6,733,026 | 6,786,603 | 25,000 | 4,643,463 | 4,668,463 |
| 当期変動額 | | | | | | | |
| 自己株式の処分 | | | △1,455 | △1,455 | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | △597,517 | △597,517 |
| 当期純利益 | | | | | | 506,464 | 506,464 |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額（純額） | | | | | | | |
| 当期変動額合計 | - | - | △1,455 | △1,455 | - | △91,053 | △91,053 |
| 2023年3月31日残高 | 153,576 | 53,576 | 6,731,571 | 6,785,148 | 25,000 | 4,552,410 | 4,577,410 |

| | 株 主 資 本 | | 評価・換算差額等 | | | 新株予約権 | 純資産合計 |
|-------------------------|----------|------------|----------------------|-------------|----------------|-------|------------|
| | 自己株式 | 株主資本合計 | その他 有価証券 評価差額金 | 繰延ヘッジ 損益 | 評価・換算 差額等合計 | | |
| 2022年4月1日残高 | △163,101 | 11,445,542 | △138 | - | △138 | 1 | 11,445,405 |
| 当期変動額 | | | | | | | |
| 自己株式の処分 | 11,596 | 10,141 | | | | | 10,141 |
| 剰余金の配当 | | △597,517 | | | | | △597,517 |
| 当期純利益 | | 506,464 | | | | | 506,464 |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額（純額） | | | 2,164 | △8,140 | △5,976 | △1 | △5,977 |
| 当期変動額合計 | 11,596 | △80,912 | 2,164 | △8,140 | △5,976 | △1 | △86,890 |
| 2023年3月31日残高 | △151,505 | 11,364,630 | 2,025 | △8,140 | △6,115 | - | 11,358,515 |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月22日

信和株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 時々輪 彰 久
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 馬 淵 宣 考
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、信和株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、信和株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月22日

信和株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 時々輪 彰 久
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 馬 渕 宣 考
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、信和株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第9期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監査報告書

当監査等委員会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第9期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下の通り報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第339条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、有限責任 あずさ監査法人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月22日

信和株式会社 監査等委員会

監査等委員 伊藤 佐英 ㊞

監査等委員 谷口 哲一 ㊞

監査等委員 阿知波知子 ㊞

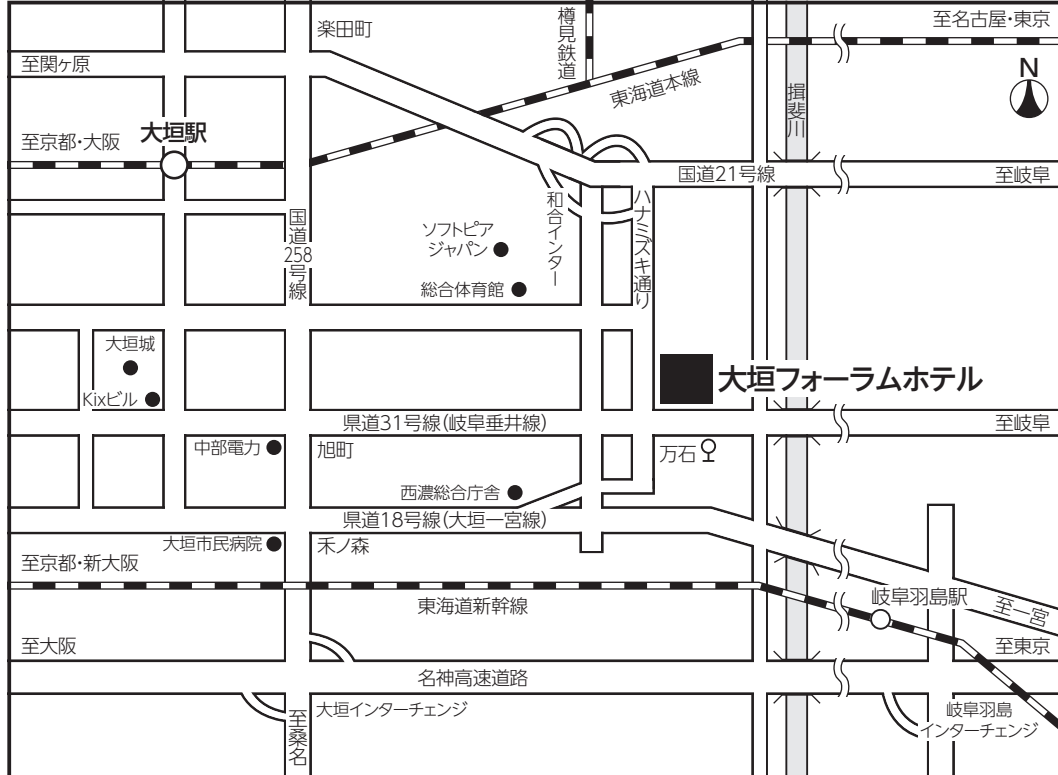
(注) 監査等委員伊藤佐英、谷口哲一及び阿知波知子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会会場ご案内図

開催日時 2023年6月23日（金曜日）午前10時

開催場所 岐阜県大垣市万石二丁目31番地
大垣フォーラムホテル 2階 旭の間
電話 0584 (81) 4171



【交通機関のご案内】

送迎バスをご利用の方

- ・当日は、JR東海道本線「大垣駅」南口より午前9時20分、9時30分に出発予定の送迎バスを用意しておりますので、ご利用ください。

お車の方

- ・お車でのご越しの方は、当会場（大垣フォーラムホテル）の駐車場をご利用ください。
 - JR東海道本線「大垣駅」より車で約10分
 - JR東海道新幹線「岐阜羽島駅」より車で約20分
 - 名神高速道路「大垣I.C.」より車で約20分
 - 名神高速道路「岐阜羽島I.C.」より車で約15分



電子提供措置の開始日 2023年5月24日

株主の皆様へ

**第9回定時株主総会
その他の電子提供措置事項
(交付書面省略事項)**

**業務の適正を確保するための体制及び
運用状況**

連結計算書類の連結注記表

計算書類の個別注記表

信和株式会社

(証券コード3447)

業務の適正を確保するための体制及び運用状況

当社グループでは、業務の適正を確保するための体制等として、以下の12項目の整備事項を取締役会で定め、運用しております。

- (1) 当社及び当社子会社（以下、「当社グループ」という。）の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 1. 取締役及び使用人は、法令等の遵守があらゆる企業活動の前提であると認識し、企業人として「経営理念」及び「行動規範」に則して行動する。
 2. 取締役及び使用人が法令及び定款を遵守し、社会規範に基づいた行動をとるための行動規範として「コンプライアンス規程」及び「コンプライアンス・マニュアル」を制定し、コンプライアンス強化のための指針として、教育・啓蒙活動を実施する。
 3. 監査等委員会は、独立した立場から内部統制システムの整備・運用状況も含め、取締役の職務執行を監査する。
 4. 事業活動全般にわたる内部監査については、代表取締役社長に直属する内部監査室が実施する。さらに、内部通報制度により取締役及び使用人その他当社の業務に従事する者が不利益を受けることなく通報できる「通報・相談窓口」を設置・運営し、内部統制の補完、強化を図る。

- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に対する体制
取締役の職務執行に係る情報は、文書または電磁的媒体に記録し、「情報管理規程」に従いこれらを保存、管理する。

- (3) 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他体制
 1. 「リスク管理規程」を定め、事業活動全般に係る個々のリスクについて、代表取締役社長を委員長とするリスク管理委員会を設置し定期的にリスクの点検、評価、対策等を管理、監督する。
 2. 大地震、水害等の突発的な有事においては、代表取締役社長を緊急対策本部長とする緊急対策体制をとり、損害の拡大を防いでこれを最小限に止める体制を整備する。

- (4) 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 1. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する体制の基礎として、定時取締役会を月一回（子会社については三ヶ月に一回）開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、議論、審議にあたる。また、取締役会の決定事項に基づき迅速かつ効率的に業務を執行するため、執行役員制度を採用し、業務執行権限を委譲する。
 2. 取締役は定時及び臨時の取締役会における業務執行報告により、その執行状況を適切に監視し、業務執行の適正性及び効率性を確保する。

- (5) 当社グループからなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
 1. 当社は業務の適法性、企業倫理性を確保すべく「関係会社規程」を制定し、グループ全体として社会的責任を果たすべく体制を整備する。
 2. 「関係会社規程」及び「内部監査規程」に基づき、関係会社の内部監査を実施し、子会社から独立した立場で業務執行の適正性、損失の危険に対する管理、業務執行の効率性、業務執行の法令及び定款に対する適合性について監査を行うことにより業務の適正を確保する。
 3. 原則として子会社には当社の役員を役員として派遣するとともに、重要事項に関しては当社の事前承認または当社への報告を行う。

- (6) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人（以下、「補助使用人」という。）を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項
 1. 監査等委員会が補助使用人を置くことを求めたときは、会社は当社の使用人から補助使用人を任命するものとする。
 2. 補助使用人の取締役からの独立性を確保するために、監査等委員会は補助使用人の人事について事前に報告を受け、必要な場合は会社に対して変更を申し入れることができるものとする。
 3. 補助使用人は、監査等委員でない取締役の指揮命令は受けず、監査等委員会の指揮命令に従うものとする。

- (7) 監査等委員でない当社グループの取締役及び使用人等（以下「当社グループの取締役等」という。）による監査等委員会への報告に関する体制
 1. 当社グループの取締役等は、重大な法令または定款違反及び不正な行為並びに当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、遅滞なく監査等委員会に報告する。
 2. 当社グループを対象とする社内通報により、重大な法令違反その他コンプライアンス上の重大な問題が生じたときは、監査等委員会へ報告を行う。
 3. 当社グループの取締役等は、監査等委員会の求めに応じて事業の報告を行うとともに、当社グループの業務及び財産の状況の調査に協力を行う。

- (8) 当社の監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社グループの取締役等は、法令その他のコンプライアンス上の問題について監査等委員会への適切な報告体制の確保を図るものとする。また、通報をした従業員等が通報を理由に不利益な取扱いを受けることがない旨を含めるものとする。

(9) 監査等委員の職務の執行（監査等委員の職務の執行に関するものに限る。）について生じる費用の取扱いに関する事項
監査等委員がその職務の執行につき当社に対して費用の前払いまたは償還の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査等委員の職務の執行に必要なと認められた場合を除き、速やかにこれに応じるものとする。

(10) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

1. 監査等委員会が会計監査人から会計監査に関する報告及び説明を受け、必要に応じて監査実施状況の聴取を行う体制を確保する。
2. 内部監査室と監査等委員会との連携体制を確保することで、不正・不当行為の牽制・早期発見を行うための実効的な監査体制の整備を図る。
3. 監査等委員会が業務に関する説明または報告を求めた場合、当社グループの取締役等は迅速かつ適切に対応する体制を整える。
4. 補助使用人は監査等委員会に対し監査が実効的かつ効率的に行われるよう情報提供を行う。

(11) 財務報告の適正性を確保するための体制

金融商品取引法の定めにより、財務報告に係る内部統制が有効かつ適切に行われる体制を整備し、会計監査人との連携を図り、財務報告の信頼性と適正性を確保する。

(12) 反社会的勢力排除に向けた体制

1. 反社会的勢力に対しては、管理本部に情報を収集し対応する。
2. 反社会的勢力とは、取引関係をはじめとする一切の関わりを排除した上で、企業活動における社会的責任を果たしていくことを基本方針とする。
3. 反社会的勢力排除体制として、「反社会的勢力対応規程」及び「反社会的勢力への対応マニュアル」を制定し、取引先に対して、インターネットを利用した新聞記事検索や風評確認による属性チェックを行うとともに、取引先との間で締結する基本契約書等においては、取引先が反社会的勢力であることが判明した場合には、契約を解除できる旨の暴力団排除条項を盛り込む。
4. 警察署や顧問弁護士等の外部専門機関と反社会的勢力に関して連携を図る。

上記業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、当社グループの経営理念及び行動方針に基づき、社内ホームページや社内会議等を用いて、経営理念の浸透や法令遵守への向上を図る取り組みを行っているほか、有効な内部通報制度の整備や、監査等委員会及び内部監査室による監査によって、コンプライアンスの水準を維持・向上させるよう努めております。

連結注記表

【連結計算書類作成のための基本となる重要な事項】

1. 連結計算書類の作成基準

連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、国際会計基準（以下、「IFRS」という。）に準拠して作成しております。なお、本連結計算書類は同項後段の規定により、IFRSで求められる開示事項の一部を省略しております。

2. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社の数 1社

- (2) 連結子会社の名称 広東日信創富建築新材料有限公司

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産及び負債の評価基準及び評価方法

①棚卸資産

棚卸資産は、取得原価と正味実現可能価額のうちいずれか低い方の金額で測定しております。

棚卸資産の取得原価には、購入原価及び加工費が含まれており、主として総平均法に基づいて算定されております。

加工費は、固定及び変動製造間接費の適切な配賦額を含んでおります。

正味実現可能価額は、通常の事業過程における予想売価から、完成までに要する見積原価及び販売に要する見積費用を控除した金額であります。

②金融商品

非デリバティブ金融資産

当社グループは金融資産を、当社グループがその金融商品に関する契約の当事者となった取引日に当初認識しております。

金融資産は、公正価値により当初測定しております。当初認識後に純損益を通じて公正価値で測定するものではない金融資産については、その金融資産の取得のために直接要した取引費用を当初測定金額に含めております。

(a) 償却原価で測定する金融資産

金融資産は、以下の要件を満たす場合に償却原価で測定する金融資産に分類しております。

- ・ 契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有することを目的とする事業モデルに基づいて保有されている。
- ・ 金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが所定の日に生じる。

当初認識後の測定は、実効金利法による償却原価で行っております。

償却原価で測定する金融資産に係る予想信用損失に対する貸倒引当金を認識しております。

当社グループは、期末日ごとに金融資産の信用リスクを期末日現在と当初認識日現在と比較し、金融資産に係る信用リスクの著しい増加の有無を評価しております。

金融資産に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増加している場合には、当該金融資産に係る貸倒引当金を全期間の予想信用損失に等しい金額で測定し、著しく増加していない場合には、12ヶ月の予想信用損失に等しい金額で測定しております。なお、上記にかかわらず、重大な金融要素を含んでいない営業債権については、貸倒引当金を全期間の予想信用損失に等しい金額で測定しております。

(b) その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産

当社グループは、当初認識時に、資本性金融商品のうち売買目的で保有するもの以外のものについて、原則としてその公正価値の変動をその他の包括利益に認識することを選択しております。その他の包括利益を通じて認識することを選択する場合には、その指定を行い、取消不能なものとして継続的に適用しております。当初認識後の測定は、その他の包括利益を通じて公正価値で行っております。

当該金融商品を売却する場合には、認識されていた累積利得または損失は、売却時にその他の包括利益から利益剰余金に振り替えております。当該金融資産からの配当金については純損益として認識しております。

(c) 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産

当社グループは、償却原価で測定する金融資産またはその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産以外の金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しております。当初認識後の測定は、純損益を通じて公正価値で行っております。

当社グループは、キャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅したか、譲渡されたか、または実質的に所有に伴う全てのリスクと経済価値が移転した場合に金融資産の認識を中止しております。

非デリバティブ金融負債

当社グループでは、デリバティブ以外の金融負債として、有利子負債、仕入債務及びその他の債務を有しており、契約の当事者となった取引日に当初認識しております。当該金融負債は、当初認識時に公正価値から発行に直接起因する取引費用を控除して測定しており、当初認識後は、実効金利法による償却原価で測定しております。

当社グループでは、義務を履行した場合、もしくは契約上の義務が免責、取消または失効となった場合に金融負債の認識を中止しております。

デリバティブ

当社グループは、一部の原材料の仕入を米国ドル建で行っており、為替リスクをヘッジするために為替予約を利用しております。

これらのデリバティブは、契約が締結された時点の公正価値で当初認識され、その後も公正価値で事後測定しております。デリバティブの利得又は損失は、純損益として認識しております。ただし、キャッシュ・フロー・ヘッジの有効な部分はその他の包括利益として認識しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産

有形固定資産の測定には原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で測定しております。取得原価には、取得に直接付随する費用、解体・除去及び設置場所の原状回復費用の当初見積額を含めております。

減価償却費は、償却可能価額を各構成要素の見積耐用年数にわたって、主として定額法により算定しております。償却可能価額は、資産の取得原価から残存価額を差し引いて算出しております。土地及び建設仮勘定は減価償却を行っておりません。

主要な有形固定資産項目ごとの見積耐用年数は次のとおりであります。

| | |
|-----------|--------|
| 建物及び構築物 | 10～34年 |
| 機械装置及び運搬具 | 2～10年 |
| 工具、器具及び備品 | 2～10年 |
| レンタル資産 | 3年 |

有形固定資産の残存価額と耐用年数は各連結会計年度の末日には再検討を行い、必要に応じて見積りを変更しております。

②無形資産

a. のれん

のれんは、取得原価から減損損失累計額を控除した金額で測定しております。

のれんは償却を行わず、配分した資金生成単位に減損の兆候がある場合及び減損の兆候の有無に関わらず各年度の一定時期に減損テストを実施しております。

b. 無形資産

無形資産は、原価モデルを採用し、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で計上しております。

(a) 個別に取得した無形資産

個別に取得した無形資産は、当初認識時に取得原価で測定しております。

(b) 企業結合で取得した無形資産

企業結合で取得した無形資産は、当該無形資産の取得原価を取得日現在の公正価値で測定しております。

耐用年数を確定できる無形資産は、当該資産の見積耐用年数にわたり定額法により償却しております。償却は、当該資産が使用可能となった時点に開始しております。

主要な無形資産項目の見積耐用年数は次のとおりであります。

ソフトウェア 5年

耐用年数を確定できる無形資産の償却期間及び償却方法は各連結会計年度の末日には再検討を行い、必要に応じて見積りを変更しております。

③リース

当社グループは、契約の開始時に、特定された資産の使用を支配する権利が一定期間にわたって対価と交換に移転する場合には、当該契約はリースであるかまたはリースを含んでいると判定しております。但し、リース期間が12ヶ月以内の短期リース及び少額資産のリースについて、使用権資産及びリース負債を認識しないことを選択しております。

契約がリースであるかまたはリースを含んでいる場合、短期リースまたは少額資産のリースを除き、開始日において使用権資産及びリース負債を連結財政状態計算書に計上しております。短期リース及び少額資産のリースに係るリース料はリース期間にわたり定額法により費用として認識しております。

使用権資産の測定には原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で測定しております。

取得原価には、リース負債の当初測定金額、開始日以前に支払ったリース料、当初直接コストを含めております。使用権資産は、見積耐用年数とリース期間のいずれか短い期間にわたって、定額法で減価償却を行っております。リース負債は、支払われていないリース料の現在価値で測定しております。リース料は、実効金利法に基づき金融費用とリース債務の返済額とに配分しております。金融費用は連結損益計算書で認識しております。

(3) 非金融資産の減損

のれん及び耐用年数が確定できない無形資産の減損

当社グループでは、期末日ごとに、のれん及び耐用年数が確定できない無形資産が減損している可能性を示す兆候の有無を判断しております。

のれん及び耐用年数が確定できない無形資産は、企業結合のシナジーから便益を享受できると期待される資金生成単位または資金生成単位グループに配分し、その資金生成単位または資金生成単位グループに減損の兆候がある場合及び減損の兆候の有無に関わらず各年度の一定時期に、減損テストを実施しております。減損テストにおいて資金生成単位または資金生成単位グループの回収可能価額が帳簿価額を下回る場合には、減損損失は資金生成単位または資金生成単位グループに配分されたのれんの帳簿価額から減額し、次に資金生成単位または資金生成単位グループにおけるその他の資産の帳簿価額の比例割合に応じて各資産の帳簿価額から減額しております。

回収可能価額は、処分コスト控除後の公正価値と使用価値のいずれか高い方で算定しております。使用価値は、見積将来キャッシュ・フローを貨幣の時間価値及びその資金生成単位または資金生成単位グループの固有のリスクを反映した税引前の割引率を用いて現在価値に割り引いて算定しております。

のれん及び耐用年数が確定できない無形資産の減損損失は純損益に認識し、のれんについてはその後の期間に戻入は行っておりません。

(4) 重要な引当金の計上基準

引当金は、当社グループが過去の事象の結果として、現在の法的債務または推定的債務を負い、債務の決済を要求される可能性が高く、かつ、その債務の金額について信頼性のある見積りが可能な場合に認識しております。

引当金は、期末日における債務に関するリスクと不確実性を考慮に入れた見積将来キャッシュ・フローを貨幣の時間価値及びその負債に特有のリスクを反映した税引前の利率を用いて現在価値に割り引いて測定しております。

当社グループは引当金として、資産除去債務を認識しております。

(5) 収益認識

顧客との契約について、以下のステップを適用することにより収益を認識しております。

- ステップ1：顧客との契約を識別する
- ステップ2：契約における履行義務を識別する
- ステップ3：取引価格を算定する
- ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する
- ステップ5：履行義務の充足時に収益を認識する

①商品及び製品の販売による収益

商品及び製品販売については、主として顧客への製品の引渡し時点で製品に対する支配が顧客に移転し、履行義務が充足されたと判断して収益を認識しています。

②役務の提供

役務の提供から生じた収益は、主として契約に基づく役務提供の成果の引き渡し時点で履行義務を充足したのものとして収益を認識しております。仮設資材架組工事に 대해서는、工事の進捗度（見積工事原価総額に占める既発生原価の割合）に応じて収益を認識しております。

資材のレンタルについては、貸手のオペレーティング・リースとして会計処理し、収益は時の経過に応じ一定期間にわたって認識しております。

(6) 外貨の換算基準

①外貨建取引

当社グループ各社の計算書類は、その企業が事業活動を行う主たる経済環境の通貨である機能通貨で作成しております。

外貨建取引は、取引日の為替レートまたはそれに近似するレートで当社グループ各社の機能通貨に換算しております。

期末日における外貨建の貨幣性資産及び負債は、期末日の為替レートで機能通貨に換算し、換算及び決済により生じる換算差額は、純損益として認識しております。

②在外営業活動体

在外営業活動体の資産及び負債については期末日の為替レート、収益及び費用については期中平均レートを用いて日本円に換算しております。在外営業活動体の計算書類の換算から生じる為替換算差額は、その他の包括利益として認識しております。在外営業活動体の換算差額は、在外営業活動体が処分された期間に純損益として認識されます。

【表示方法の変更に関する注記】

(連結損益計算書関係)

当社グループは当連結会計年度より、従来、「売上原価」として計上していた費用の一部を「販売費及び一般管理費」として計上しております。この変更は、中期経営計画に掲げたレンタル事業の強化を目的とし、機材センターの移転、及び拡張の検討を契機として機材センターにおける費用の再検討を行い、事業活動の内容に照らしより明瞭な表示とするために行ったものであります。

なお、前連結会計年度の連結損益計算書において、「売上原価」に含めていた「販売費及び一般管理費」は、44,789千円であります。

【会計上の見積りに関する注記】

I F R Sに準拠した連結計算書類の作成において、経営者は、会計方針の適用並びに資産、負債、収益及び費用の金額に影響を及ぼす判断、見積り及び仮定を行うことが要求されております。実際の業績は、その性質上これらの見積り及び仮定とは異なる結果となる場合があります。

見積り及びその基礎となる仮定は継続して見直されます。会計上の見積りの見直しによる影響は、見積りを見直した会計期間と将来の会計期間において認識されます。

経営者が行った連結計算書類の金額に重要な影響を与える判断及び見積りは以下のとおりであります。

1. のれん及び耐用年数を確定できない商標権

当連結会計年度の連結財政状態計算書において、のれん9,221,769千円及び商標権1,200,225千円が計上されています。

のれん及び耐用年数を確定できない商標権について、「注記3. 会計方針に関する事項 (3) 非金融資産の減損」に従って、減損テストを実施しております。なお、回収可能価額は使用価値により算定されており、将来キャッシュ・フローを税引前の割引率8.56%で割り引いて算定しております。

資金生成単位グループである親会社の信和株式会社の使用価値の測定に用いる将来キャッシュ・フローは、取締役会で承認された中期経営計画を基礎とし、将来の販売量及び原材料価格の予測等を主要な仮定として織り込んでおります。

当該見積り及び当該仮定について、将来の不確実な経済条件の変動等により見直しが必要となった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において減損損失が発生する可能性があります。

2. 棚卸資産の評価

当連結会計年度の連結財政状態計算書において、棚卸資産3,406,646千円が計上されています。収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定した結果、当連結会計年度において費用として認識した棚卸資産の評価減の金額は、49,400千円であります。

棚卸資産は、取得原価で測定しておりますが、報告期間末における正味実現可能価額が取得原価より下落している場合には、当該正味実現可能価額で測定し、取得原価との差額を原則として売上原価に認識しております。また、営業循環過程から外れて滞留する棚卸資産については、将来の需要や市場動向を反映して正味実現可能価額等を算定しております。

市場環境が予測より悪化して正味実現可能価額が著しく下落した場合には、損失が発生する可能性があります。

【連結財政状態計算書に関する注記】

1. 資産から直接控除した貸倒引当金

| | |
|--------------|----------|
| 営業債権及びその他の債権 | 13,367千円 |
| その他の金融資産 | 35,093千円 |

2. 担保に供している資産

金融機関とのコミットメントライン契約の担保に供している資産は次のとおりであります。

| | |
|---------|-----------|
| 建物及び構築物 | 229,424千円 |
| 土地 | 801,968千円 |

上記に対応する債務はありません。

3. 有形固定資産の減価償却累計額 4,700,316千円

4. 使用权資産の減価償却累計額 392,433千円 (減損損失累計額を含む)

5. 財務制限条項

1年内返済予定の長期借入金3,242,189千円について、財務制限条項が付されております。これに抵触した場合に、借入先の要求に基づき、該当する借入金の返済を求められることがあります。

タームローン及びコミットメントライン

- ① 各年度の決算期の末日における連結財政状態計算書上の資本合計の金額を2018年3月決算期末日における連結財政状態計算書上の資本合計の金額の75%以上に維持すること。
- ② 各年度の決算期の末日及び第2四半期の末日において、連結の損益計算書に示される営業損益が2期連続して損失とならないようにすること。

コミットメントライン

各年度の決算期の末日における連結財政状態計算書上の資本合計の金額を2018年3月決算期末日における連結財政状態計算書上の資本合計の金額の65%以上に維持すること。

【連結持分変動計算書に関する注記】

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

当連結会計年度末における発行済株式数

普通株式 14,103,000株

2. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

2022年5月13日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

| | |
|------------|------------|
| ① 配当金の総額 | 597,517千円 |
| ② 1株当たり配当額 | 43円 |
| ③ 基準日 | 2022年3月31日 |
| ④ 効力発生日 | 2022年6月9日 |
| ⑤ 配当の原資 | 利益剰余金 |

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2023年5月12日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

| | |
|------------|------------|
| ① 配当金の総額 | 445,135千円 |
| ② 1株当たり配当額 | 32円 |
| ③ 基準日 | 2023年3月31日 |
| ④ 効力発生日 | 2023年6月9日 |
| ⑤ 配当の原資 | 利益剰余金 |

【金融商品に関する注記】

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、金融商品から生じる以下のリスクに晒されております。当該リスクを回避または低減するため、リスク管理を行っております。

- ・信用リスク（①参照）
- ・流動性リスク（②参照）
- ・市場リスク（③参照）

①信用リスク

信用リスクとは、顧客または金融商品の取引相手が契約上の義務を果たすことができなかつた場合に当社グループが負う財務上の損失リスクであり、主に当社グループの顧客からの債権から生じております。

営業債権及びその他の債権は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、社内規程等にしたいがい、担当者が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

②流動性リスク

当社グループは、借入金等により資金を調達しておりますが、資金調達環境の悪化などにより支払期日にその支払いを実行できなくなる流動性リスクに晒されております。

当社グループは、流動性リスクの未然防止または低減のため、市場環境や長短のバランスを勘案して、資金調達の多様化を図っております。また、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

③市場リスク

1. 市場リスクの管理

当社グループにおける、管理すべき重要な市場リスクは金利リスク及び為替リスクであります。

2. 金利リスク

借入金は主に、M&Aに係る資金調達であります。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されておりますが、当社グループでは、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するため、銀行から定期的に金融商品に関する情報を収集し見直しを実施しております。

3. 為替リスク

営業債務は、原則として1年以内の支払期日であります。その一部には原材料等の輸入に伴う債務があり、為替相場変動リスクに晒されておりますが、当社グループでは、外貨建債務に係る為替相場の変動リスクを回避するため、為替予約を利用しております。

2. 金融商品の公正価値等に関する事項

当連結会計年度末における金融商品の帳簿価額並びにそれらの公正価値については、以下の表のとおりであります。

なお、公正価値で測定されていない金融資産または金融負債の帳簿価額が公正価値の合理的な近似値である場合、それらの項目の公正価値に関する情報は、この表には含まれておりません。

(単位：千円)

| | 連結財政状態計算書計上額 | 公正価値 |
|---------------------------|--------------|--------|
| 金融資産 | | |
| その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産 | | |
| 株式 | 20,934 | 20,934 |
| 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 | | |
| ゴルフ会員権等 | 13,820 | 13,820 |
| 金融負債 | | |
| その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融負債 | | |
| デリバティブ負債 | 11,616 | 11,616 |

上記の公正価値の測定方法は次のとおりであります。

株式

取引所の市場価格によっております。

ゴルフ会員権等

ゴルフ会員権等は、活発でない市場における同一資産の市場価格によっております。

デリバティブ負債

デリバティブ取引は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

【収益認識に関する注記】

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報については、「4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

【1株当たり情報に関する注記】

| | |
|-----------------|-----------|
| 1株当たり親会社所有者帰属持分 | 1,117円56銭 |
| 基本的1株当たり当期利益 | 72円49銭 |
| 希薄化後1株当たり当期利益 | 72円49銭 |

【重要な後発事象に関する注記】

該当事項はありません。

個別注記表

【重要な会計方針に係る事項に関する注記】

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式 移動平均法による原価法によっております。

その他有価証券

市場価格のない 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は
株式等以外のもの 移動平均法により算定）によっております。

市場価格のない株式等 移動平均法による原価法によっております。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品・仕掛品・原材料

総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下
に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額については収益性
の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっておりま
す。

(3) デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法によっております。

（リース資産を除く）

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を
除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び
構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

| | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---------|---------|---|---|-----|---|---|--------|
| 建 | 物 | … | 10年～34年 | | | | | | | |
| 構 | 築 | 物 | … | 10年～19年 | | | | | | |
| 機 | 械 | 及 | び | 装 | 置 | … | 10年 | | | |
| 工 | 具 | 、 | 器 | 具 | 及 | び | 備 | 品 | … | 2年～10年 |
| レ | ン | タ | ル | 資 | 産 | … | 3年 | | | |

- (2) 無形固定資産
(リース資産を除く) 定額法によっております。
なお、主な償却年数は次のとおりであります。
- | | | |
|--------|---|-----|
| のれん | … | 20年 |
| 商標権 | … | 20年 |
| ソフトウェア | … | 5年 |
- (3) リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
- (4) 長期前払費用 定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 賞与引当金 従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

顧客との契約について、以下のステップを適用することにより収益を認識しております。

- ステップ1：顧客との契約を識別する
- ステップ2：契約における履行義務を識別する
- ステップ3：取引価格を算定する
- ステップ4：取引価格を契約における履行義務に分配する
- ステップ5：履行義務の充足時に収益を認識する

- (1) 商品及び製品の販売による収益
商品及び製品販売については、主として顧客への製品の出荷時点で製品に対する支配が顧客に移転し、履行義務が充足されたと判断して収益を認識しています。
- (2) 役務の提供
役務の提供から生じた収益は、主として契約に基づく役務提供の成果の引き渡し時点に履行義務を充足したもものとして収益を認識しております。仮設資材架払工事に関しては、工事の進捗度（見積工事原価総額に占める既発生原価の割合）に応じて収益を認識しております。

資材のレンタルについては、貸手のオペレーティング・リースとして会計処理し、収益は時の経過に応じ一定期間にわたって認識しております。

5. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 為替予約取引

ヘッジ対象 外貨建予定取引

(3) ヘッジ方針

外貨建取引に係るヘッジ取引は、社内管理規程に基づき、為替変動に伴うキャッシュ・フロー変動リスクのヘッジを目的として行っております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額を基礎にして判断しております。

【表示方法の変更に関する注記】

(貸借対照表関係)

従来、レンタル部材等は「投資その他の資産」の「長期前払費用」に計上しておりましたが、中期経営計画に掲げたレンタル事業の強化を目的とし、より明瞭な表示とするため、当事業年度より「有形固定資産」に計上する方法に変更いたしました。

なお、前事業年度の貸借対照表において「投資その他の資産」の「長期前払費用」に含めていた「レンタル資産」等は、448,677千円であります。

(損益計算書関係)

当事業年度より、従来、「売上原価」として計上していた費用の一部を「販売費及び一般管理費」として計上しております。この変更は、中期経営計画に掲げたレンタル事業の強化を目的とし、機材センターの移転、及び拡張の検討を契機として機材センターにおける費用の再検討を行い、事業活動の内容に照らしより明瞭な表示とするために行ったものであります。

なお、前事業年度の損益計算書において、「売上原価」に含めていた「販売費及び一般管理費」は、44,892千円であります。

【会計上の見積りに関する注記】

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

1. のれん及び商標権

当事業年度の貸借対照表において、のれん5,438,479千円及び商標権707,825千円が計上されています。

のれん及び商標権は規則的に償却処理をしますが、減損の兆候が認められる場合には、のれん等が帰属する事業から得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定します。判定の結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回り減損損失の認識が必要とされた場合、帳簿価額を回収可能価額（正味売却価額又は使用価値のいずれか高い金額）まで減額し、帳簿価額の減少額は減損損失として認識されます。

将来キャッシュ・フローは、取締役会で承認された中期経営計画を基礎とし、将来の販売量及び原材料価格の予測等を主要な仮定として織り込んでおります。

当該見積り及び当該仮定について、将来の不確実な経済条件の変動等により見直しが必要となった場合、翌事業年度の計算書類において減損損失が発生する可能性があります。

2. 棚卸資産の評価

当事業年度の貸借対照表において、棚卸資産3,406,619千円が計上されています。収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定した結果、当事業年度において費用として認識した棚卸資産の評価減の金額は、49,400千円であります。

当事業年度の計算書類に計上した金額の算出方法については連結注記表「会計上の見積りに関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

【貸借対照表に関する注記】

1. 担保に供している資産

金融機関とのコミットメントライン契約の担保に供している資産は次のとおりであります。

| | |
|-----|-----------|
| 建物 | 239,084千円 |
| 構築物 | 6,479千円 |
| 土地 | 801,968千円 |

上記に対応する債務はありません。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 4,796,854千円

3. 保証債務

| | |
|--------------------------------|------|
| 関係会社の金融機関借入及びリース 契約に対する保証債務 | 87千円 |
|--------------------------------|------|

4. 財務制限条項

1年内返済予定の長期借入金3,250,000千円について、財務制限条項が付されております。これに抵触した場合に、借入先の要求に基づき、該当する借入金の返済を求められることがあります。

タームローン及びコミットメントライン

- ① 各年度の決算期の末日における連結財政状態計算書上の資本合計の金額を2018年3月決算期末日における連結財政状態計算書上の資本合計の金額の75%以上に維持すること。
- ② 各年度の決算期の末日及び第2四半期の末日において、連結の損益計算書に示される営業損益が2期連続して損失とならないようにすること。

コミットメントライン

各年度の決算期の末日における連結財政状態計算書上の資本合計の金額を2018年3月決算期末日における連結財政状態計算書上の資本合計の金額の65%以上に維持すること。

【損益計算書に関する注記】

| | |
|------------|----------|
| 関係会社との取引高 | |
| 売上高 | 23,321千円 |
| 仕入高 | 7,051千円 |
| 営業取引以外の取引高 | 482千円 |

【株主資本等変動計算書に関する注記】

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項
当事業年度末における発行済株式数
 普通株式 14,103,000株
2. 当事業年度末における自己株式に関する事項
当事業年度末の自己株式の数
 普通株式 192,518株

【税効果会計に関する注記】

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

| | |
|------------|-------------------|
| 繰延税金資産 | |
| 未払事業税 | 7,420千円 |
| 賞与引当金 | 22,178千円 |
| 土地 | 233,202千円 |
| 関係会社出資金評価損 | 12,470千円 |
| 会員権 | 14,659千円 |
| 資産除去債務 | 12,331千円 |
| その他 | 40,399千円 |
| 繰延税金資産小計 | <u>342,662千円</u> |
| 評価性引当額 | <u>△265,293千円</u> |
| 繰延税金資産合計 | <u>77,368千円</u> |
| 繰延税金負債 | |
| 商標権 | △211,781千円 |
| その他 | △2,059千円 |
| 繰延税金負債合計 | <u>△213,841千円</u> |
| 繰延税金負債の純額 | <u>△136,472千円</u> |

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異がある時の、当該差異の原因となった主要な項目別内訳

| | |
|-------------------|-------------|
| | (%) |
| 法定実効税率 | 29.9 |
| (調整) | |
| のれん償却額 | 14.8 |
| その他 | 2.2 |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | <u>47.0</u> |

【関連当事者との取引に関する注記】

役員及び主要株主等

| 種類 | 会社等の名称 または氏名 | 所在地 | 資本金 または 出資金 | 事業の内容 または職業 | 議決権等の 所有 (被所有) 割合 (%) | 関連 当事者 との 関係 | 取引の 内容 | 取引金額 | 科目 | 期末 残高 |
|----------------------------|-----------------|---------|-------------------|----------------|--------------------------------|-----------------------|-----------|-----------|----|----------|
| 役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社 | 光陽物産株式会社 | 愛知県名古屋市 | 15,000千円 | 金属材料の販売 | — | — | 原材料の仕入(注) | 173,235千円 | — | — |

(注) 価格等の取引条件は、市場の実績価格等を参考にして、その都度交渉のうえ決定しております。

【収益認識に関する注記】

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報については、「4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

【1株当たり情報に関する注記】

| | |
|------------|---------|
| 1株当たり純資産額 | 816円54銭 |
| 1株当たり当期純利益 | 36円43銭 |

【重要な後発事象に関する注記】

該当事項はありません。